

平成30年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月13日開会～6月14日閉会

双葉町議会

平成30年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (6月13日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
報告第1号	8
報告第2号	8
報告第3号	9
議案第43号から諮問第1号までの一括上程	9
議案第43号から諮問第1号までの提案理由の説明	9
一般質問	12
6番 清川泰弘君	12
3番 羽山君子君	13
1番 尾形彰宏君	20
発言の取り消し	26
2番 石田翼君	26
発言の取り消し	30
7番 岩本久人君	30
散 会	37

第 2 日 (6月14日)

議事日程	39
出席議員	40
欠席議員	40
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	40
職務のため議場に参加した者の職氏名	40
開 議	41
議事日程の報告	41
一般質問	41
5番 菅野博紀君	41
4番 高萩文孝君	55
日程の追加	61
議案第44号訂正の件	61
議案第43の質疑、討論、採決	61
議案第44号の質疑、討論、採決	63
議案第45号の質疑、討論、採決	63
議案第46号の質疑、討論、採決	64
議案第47号の質疑、討論、採決	65
議案第48号の質疑、討論、採決	65
議案第49号の質疑、討論、採決	66
議案第50号の質疑、討論、採決	66
議案第51号の質疑、討論、採決	67
議案第52号の質疑、討論、採決	67
議案第53号の質疑、討論、採決	68
議案第54号の質疑、討論、採決	68
議案第55号の質疑、討論、採決	69
議案第56号の質疑、討論、採決	69
諮問第1号の質疑、討論、採決	71
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	71
閉 会	72

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

30 双葉町告示第22号

平成30年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年5月24日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成30年6月13日(水)
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成30年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月13日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第 1号 平成29年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第6 報告第 2号 平成29年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 報告第 3号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第8 議案第43号 双葉町企業誘致条例の制定について
- 日程第9 議案第44号 工業立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第45号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者
とすることについて
- 日程第11 議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第50号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第51号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第52号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 議案第53号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第54号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第55号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第21 議案第56号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 一般質問

6番 清 川 泰 弘 君

3番 羽 山 君 子 君

1 番 尾 形 彰 宏 君

2 番 石 田 翼 君

7 番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、石田翼君、3番、羽山君子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月6日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月14日までの2日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成30年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

3月29日、いわき市の復興公営住宅勿来酒井団地内において、町民の心身の健康維持及び町民同士のきずなづくりや周辺地域とのコミュニティ形成促進を図ることを目的とした「双葉町サポートセンターひだまり」の開所式が行われました。

4月6日、双葉町立小・中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に5名、北小学校に3名、中学校に4名が入学、ふたば幼稚園に3歳児が3名、5歳児が1名入園いたしました。園児、児童、生徒数の合計は、昨年度当初より6名多い52名となりました。

4月13日、復興公営住宅勿来酒井団地内に整備された双葉郡立勿来診療所の開所式が行われました。診療所は、避難されている方々の心のケアや医療提供を目的としたもので、診療科は内科と歯科で、毎週火曜日と木曜日に診療を行っております。

4月22日、双葉郡8町村の消防団員や婦人消防隊などが一堂に会する福島県消防協会双葉支部春季連合検閲式が富岡町の富岡町民総合運動公園で行われました。双葉町からは石井消防団長を初め24名の消防団員が参加し、防火・防災への誓いを新たにしました。

5月9日、避難指示解除準備区域の水田再生活用拠点及び次世代園芸チャレンジ拠点内の農地の保全管理を行う双葉町農地保全管理組合が設立され、双葉町の農業再生への大きな一歩を踏み出しました。

5月26日、町立学校仮設校舎体育館で学校再開以来4回目の幼稚園、小学校合同運動会を開催いたしました。今年は昨年より園児、児童数が5名多い40名での運動会となり、先生、保護者も参加し、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

町の復興に向けた取り組みではありますが、昨年から工事を進めてきた双葉町寺内前霊園については、5月に全ての整備を終え、6月1日から使用区画の申し込み受け付けを開始いたしました。申し込み期間は6月29日までの約1カ月間で、希望された使用区画が競合した場合は抽せんとなります。その後は申し込み順により決定することにしております。使用区画の状況は、随時町公式ホームページ等により町民の皆様にお知らせしてまいります。

次に、駅西地区生活拠点等の整備についてですが、3月28日、第5回双葉町復興整備協議会を開催し、双葉駅西側地区生活拠点等整備事業に係る都市計画と農地転用を決定しました。現在事業認可と用地取得等に向けた準備を進めているところであり、JR東日本水戸支社との施行協定に基づいた双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎の整備とともに、駅西側地区を中心とする復興拠点の整備に取り組んでまいります。

また、中野地区復興産業拠点への企業誘致については、3月下旬から立地を希望している町内事業者や企業との詳細協議を進めており、平成30年度における一部供用開始に向け全力で取り組んでいるところです。

復興まちづくり計画（第二次）を具現化するための取り組みについては、職員による検討組織として本年度も復興まちづくり計画推進会議幹事会ワーキンググループを設置し、検討テーマとして町内における住宅整備、官民複合施設、生活交通のあり方のほか、避難指示解除に関する諸条件とスケジュール整理について議論を開始しました。ここでの提言、提案等を幹事会や管理職で組織する計画推進会議で整理を行い、議会の皆様や今後設置予定の復興町民委員会などからの意見を踏まえ、実施計画等に反映させていく考えであります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告が3件、条例の制定が2件、委員の任命に関する同意が1件、委員の任命が8件、条例の一部改正が2件、補正予算（案）が1件、諮問が1件、合わせて18件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第1号 平成29年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 平成29年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてですが、平成29年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料660円を平成30年度へ繰り越す手続きを行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

○議長（佐々木清一君） 日程第6、報告第2号 平成29年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第2号 平成29年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてですが、平成29年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、勿来酒井団地商業施設外装

等整備事業、勿来酒井団地商業施設運営事業、産業交流センター整備事業（基本設計・実施設計）、双葉駅西地区住宅団地等整備事業（基本設計）、双葉駅自由通路等整備事業（基本設計）、共同墓地整備事業、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業の7事業、合わせて7億2,898万5,558円を平成30年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号

○議長（佐々木清一君） 日程第7、報告第3号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第3号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、公共下水道事業全体計画・事業計画策定事業2,500万円を平成30年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第3号を終わります。

◎議案第43号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第43号から日程第22、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第43号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第43号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第43号 双葉町企業誘致条例の制定についてであります。双葉町内に事業所または工場の新設または再開を行う者に支援を行うため制定するものです。

なお、双葉町企業誘致条例の制定に伴い、双葉町工場誘致条例は廃止することとしています。

議案第44号 工業立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであり

ますが、同法第4条第1項の規定により公表された準則にかえて適用すべき緑地並びに環境施設の面積率等に係る準則を定めるため制定するものです。

議案第45号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とする事についてであります。双葉町農業委員会の委員の任命に当たり、農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者またはこれに準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。泉田健一氏は農業に関する識見を有し、請戸川土地改良区からの推薦を受けており、委員として適任者と考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。澤上榮氏は認定農業者の資格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。吉田晴男氏は認定農業者の資格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。鶴沼久江氏は認定農業者の資格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第50号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。高木幸恵氏は農業者以外で中立的な立場で公正な判断ができる者として適任者と考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第51号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。西尾富雄氏は農業に関する識見を有する者として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第52号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。木幡治氏は認定農業者の資格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第53号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。大橋利一氏は農業に関する識見を有する者として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第54号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。平成30年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率

を改正するものです。平成30年4月1日現在の被保険者をもとに試算した1人当たり平均の税額及び1世帯当たり平均の税額は、昨年度と比較して増額となります。

議案第55号 双葉町墓地条例の一部改正についてであります。納骨墓の定義及び納骨墓保証金を無利子とする規定を追加するとともに、町外使用者の代理人選定に当たって、全町避難が継続していることから、当分の間、代理人の町内居住要件を町内住所要件に読みかえる規定を追加すること、あわせて文言の整理を行うため改正するものです。

議案第56号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,121万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は149億9,298万5,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、インターチェンジ整備事業等負担金など850万6,000円を追加いたしました。県支出金は、避難農業者経営再開支援事業など649万1,000円を追加いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金など1,003万5,000円を追加いたしました。諸収入は、前田川筋公共災害復旧工事に係る物件移設補償費など1,524万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、第四次総合行政ネットワーク移行業務委託料など1,185万1,000円を追加いたしました。農林水産業費は、避難農業者経営再開支援事業補助金や農道等補修工事など1,580万7,000円を追加いたしました。土木費は、町道等の補修工事や町道山田郡山線に係る補償費など1,375万円を追加いたしました。消防費は、双葉町地域防災計画等策定業務委託料や防災用緊急放送システム移設工事など2,680万4,000円を追加いたしました。また、双葉町地域防災計画等策定事業について債務負担行為を設定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の福岡渉一氏が平成30年9月30日をもちまして任期が満了となります。福岡氏は平成27年10月1日から、人権擁護委員として、人権擁護啓発活動に努められました。このたびの改選期に当たり、福岡氏から後進に道を譲りたいとの申し出があり、今回新たに推薦するものです。

新たに推薦する北崎周子氏は、現在いわき市在住で、長く双葉町職員として務められ、人権擁護についても理解があり、適任者であると考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、提案しました議案等についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第23、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号6番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

6番、清川泰弘君。

（6番 清川泰弘君登壇）

○6番（清川泰弘君） 6番、清川泰弘、ただいま議長からの許可がありましたので、一般質問を行います。

震災からもう7年を過ぎまして、双葉も先もどうにか見えたかなという感じはありますけれども、大変執行部の皆さんには土日、祭日関係なく、いろいろ行事に出ていかれて、大変ご苦労だと思っております。

それで、きょうの私の質問は、今後帰還が果たされたときのことで、今双葉町民の間ではある人が心配しているのです。ない人は心配しないのですけれども、財産を持っている人が心配しているのです。そのことについて、きょう質問したから、答えがすぐ出る問題もありますけれども、出ないのが多々あると思います。それは上部の機関と相談したり、協議をしたりしてやっていただきたいと思います。我々が帰還するまでにはきっちりした明確な条例改正をするならするようにとか、いろいろやっていただきたいと思います。

そこで、今後双葉町の帰還困難区域等が解除された場合、町は固定資産税の課税はどうするのかということで、このことについて町長の見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、清川泰弘議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町の今後の固定資産税の課税について。今後、双葉町の帰還困難区域等が解除された場合、町は固定資産税を課税するのか、また、課税する場合はいつから、その課税額はどのくらいになるのかとのおたただしですが、現在町内の土地及び家屋に対する固定資産税は、原子力発電所の事故に係る避難指示区域内の町長が指定する区域内の土地及び家屋について固定資産税を課さないものとした地方税法の規定により、課税が免除されております。

一方で、地方税法は、避難指示解除後の固定資産税については、避難指示の対象となった区域のうち、新たに避難指示が解除された区域の土地及び家屋に係る固定資産税については、原則、解除から3年度分まで、2分の1に相当する額を減額し課税するとも規定しております。

固定資産税課税の時期につきましては、今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標時期を踏まえつつ、当町に先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、不平等、不公平が生じないよう十分配慮し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいまの答弁で、解除されてから3年を目途に2分の1ということですが、この期間は長いか短いかというと、その辺もいろいろ町民の間でも、我々は総理大臣の命令で避難したのだということで、いろいろ異論はあるのです。その辺も、大熊と双葉というのは特別なあれでございますので、今後、まだ時間がありますけれども、このことについても。

あと、もう一つ、土地を更地にした場合、今も条例がありますね、税金の。建物がなくなった場合。これも壊す家がいっぱいありますね、今。除染その他でね。そのことについても、これは町だけではパーセントとかその他決めることはできないと思いますが、関係機関とよく協議をしながら、我々が戻るまでにはきちっとした答えが出るようお願いしたいと思います。

また、私もまだ任期がありますので、その任期中にもう一度尋ねたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号2番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1、復興公営住宅の家賃について。復興公営住宅の家賃については、特別家賃低減事業により激変緩和措置がとられているが、6年目以降の減免率が小さくなり、11年目以降措置されない。原発事故に伴い、入居せざるを得なくなった特別の事情に鑑み、入居者の家賃低減対策の延長を今のうちに県や国に要望する必要があると考えるが、町長の見解をお伺いしたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、復興公営住宅の家賃について。復興公営住宅入居者の家賃低減対策の延長を県や国へ要望する必要があるのではないかとのおたただしですが、復興公営住宅の家賃の算出根拠については、公営住宅法等に基づき、入居世帯の収入や住宅の立地、規模、経過年数、設備によって算出されます。

現在復興公営住宅の家賃については東日本大震災特別家賃低減事業に伴う激変緩和措置がとられており、特に収入が低い被災世帯を対象に、さらに低減しています。しかし、この特別低減は建物の管理開始から10年間の適用となっており、6年目以降は低減額が段階的に減少し、11年目以降は通常家賃となります。

町としましても、町民の中には真に生活に困窮している方もいることの現状を踏まえ、11年目以降も特別低減の延長を国、県等関係機関へしっかりと要望してまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私たちは本当に、先ほども清川議員さんがお話しされましたように、国策で避難しているわけですね。放射線量も下がりましたといいますが、高いところもまだある、双葉町、帰還困難区域ですね。そういったことから考えたら、やはりこの軽減措置をもっと続けていただいて、やはり放射性物質だって30年とか40年とかまだまだかかる土地にあった私たちですので、やはり30年とか40年という期間、長い間避難してこうやっているわけですから、それを鑑みて、まだまだ延長をしていただくように配慮を国、県にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2番に移りたいと思います。配食サービスについて。65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、心身の障害や調理困難な方の世帯に対し、バランスのとれた食事による健康保持を目的に、社会福祉協議会等を通じ配食サービスの実施が必要と考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、配食サービスについて。65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、心身の障害や調理困難な方の世帯に対し、バランスのとれた食事による健康保持を目的に、社会福祉協議会等を通じた配食サービスの実施が必要ではないかとおたがひですが、双葉町の町外復興拠点として、いわき市勿来酒井地区に復興公営住宅とともに、高齢者等サポート施設「双葉町サポートセンターひだまり」、さらに双葉郡立診療所も併設されました。

双葉町サポートセンターひだまりには双葉町社会福祉協議会の事務所が設置され、心身の健康維持及び町民同士のきずなづくりの福祉拠点として運用が開始されております。施設内には将来的な配食サービスを見据えた厨房設備も設置されておりますが、現在同施設敷地内の隣接する場所には商業施設が整備中であり、町民の方の飲食店の出店を予定されております。

町民の方が全国に避難が継続している状況では、県内及び県外問わず公平なサービスを提供することは難しい状況にあり、仮に双葉町サポートセンターひだまりで配食サービスが実施されるとしても、提供地域はいわき市勿来地区の一部に限られてしまいます。

このような状況を踏まえ、今後双葉町社会福祉協議会や関係機関と、現実として公平な配食サービスの提供が可能かどうか検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） いわき地区だけで、あとは困難ではないかという話も出ておまして、今町長お話しされましたが、やはり他町でもこういうことはしております。やはり外出できない方なんていうのは、安否確認とか、やはり高齢者の食に対して偏食になりがちですよ。やっぱり1日1食ぐらい、他町では200円で食べられる、1食だけで。そうすることによって、やっぱりバランスのとれた食事がとれるのではないかと思います、1食だけでもですね。

やはりそういうことも必要で、隣町なのですからけれども、福島県全土くらいでやっております。やは

り各業者さんと提携したりいろんなことをしながら、そういうこともすることも必要ではないか。これから、双葉町ではやはり65歳以上の方が870名近くおられますし、また介護保険料もワースト2位であります。この両面から考えたら、やはりそういう健康でバランスのとれた食事をすることによって安否の確認もできますし、それは絶対に必要なことではないか。65歳以上になりますと外に出ることもなかなか不可能な方、病気になりがちの方、いっぱいいると思います。そういう人に対しても、避難した方に対しても、やはりそういうサービスというのですか、そういうのもとっていくこともひとつ必要ではないかと思しますので、その辺のこと。今元気だから、私たちはこうやって、私もこうやって一般質問やらせていただきますけれども、やはり病気になったときにそういったことの恩恵を受けるのは、町から受ける出るといえるのはすごくありがたいことではないかと思っておりますので、これからぜひお考えいただいて、進めていただきたいかな。やはりこれはやらない町があるのであれば何も言いませんけれども、やっぱりそれをやっている町もあります。やはりそういったことを鑑みて、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番に移ります。3番、住民登録等の取り扱いについて。多くの町民が今後も双葉町民でありたいと考えている。一方、中間貯蔵施設の整備や特定復興再生拠点の整備に協力することで、土地や建物を手放さざるを得ない町民も多い。このような町民の住民登録はどのように取り扱いされるのか伺いたい。

また、特定復興再生拠点整備に協力する場合、土地及び建物、会社や事業所があった場合の営業権、法人登録の取り扱いはどのようになるのかをお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、住民登録等の取り扱いについて。中間貯蔵施設の整備や特定復興再生拠点の整備に協力いただいた方々の住民登録の取り扱い、また特定復興再生拠点内にあった会社や事業所の営業権、法人登録の取り扱いはどうなるかとおただしですが、まず中間貯蔵施設の整備や特定復興再生拠点の整備に協力いただいた方々の住民登録の取り扱いについてですが、中間貯蔵施設の整備や特定復興再生拠点の整備に協力した後も、基本的に従前と同様の避難生活を続けており、引き続き町内に住み続けたい意思があるにもかかわらず、帰還困難区域等に指定されているため転居できない場合には、転居希望先が転居できる状態になればそこに転居することを前提に、転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間は現在の住民票をそのままにすることができることとした東日本大震災等に係る住民票の取扱いに関する特例規程を昨年9月に制定しております。

次に、特定復興再生拠点整備に協力する場合、土地及び建物、会社や事業所があった場合の営業権、法人登録の取り扱いについてですが、一般論といたしまして、登記内容は実態に合わせる事が原則であり、法人の場合であっても会社法第909条において、「この法律の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない」こととされております。このため、土地、建物等を売却したこと等により登記事項に

変更が生じることとなる場合は、その原因にかかわらず、一般にそれに伴う手続が生じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今町長は、帰還困難区域にされている間は住民登録が今のところになります。それで、うちは帰還困難区域、今度5年後ですか、解除された場合はどのような。双葉町に移りなさいというのは、土地のある方ですよ。だって、これ、例えば中間貯蔵施設や特定復興再生拠点で土地を売ってしまった場合には、やはりそれは町は町として登録する、環境省は環境省の土地として、国として登録するだろうから、結局私たちというか、そういう方というのはなくなってしまうわけです。やはりいつまでも住民登録がうやむやにされるというのは、避難していても、何か自分が宙に浮いているような、ちょっと感覚になるときもあるのです。だから、双葉町の何番地の何は細谷とか、何番地の何は細谷の1から5までとかと何かいろいろ考えて、もうちょっと、いつまでも帰還困難区域にされている間と言われて、ずっと、その間、ではどうするといっても、国が指示を出すから、それまで待ってくれと言われても、なかなか出てこないと思うのです。だから、やはりこちらのほうでも何か考えて、私たち避難している住民がうやむやにされては困りますので、その辺は住民登録はもうちょっと早急に考えていただきたいなと思っております。

また、特定復興再生拠点整備事業の取り扱いも交付金で賄うにしても、やはり、これは私の言っていることは、事業所とか営業権というのがどのような形でお支払い、私の書き方もちょっとまずかったかなと思うのですけれども、どのような基準を設けてお支払いされるのか。やはり各企業ありますので、そういったことを私はお聞きしたかったのですけれども、その辺のことをちょっとわかれば再度質問いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民票の取り扱いについてであります。帰還困難区域だけではなくて、今回中間貯蔵施設内で土地を協力していただいた方、またそういったことによって、いわゆる自分の住む場所、土地がない、財産全てを提供して協力した方に関して、本人の意思、本人が双葉町に戻るというふうな意思を当面表明していただくことによって、住民票は本人の意思によって双葉町に存続させることは可能だというふうな取り扱いとして交渉しております。ただ、土地を協力したことによって、例えば帰還困難区域が避難指示解除をしたとしても、土地がないので戻れないではないかというふうなお話だったと思いますが、そういったことも含めて、戻りたいと考えている町民の皆さんのために今町として計画している双葉駅西地区のエリア、特定都市計画決定をさせていただき、そこにまず第1陣として戻っていただけるような住宅だったり、いろいろなインフラ復旧復興を遂げていきたいというふうにお話をさせていただいておりますので、そういった、自分たちが土地を協力したことによって住む場所がないということはないと考えております。

また、2番目の質問ですけれども、一般論として、公共事業に協力いただく場合、一定の公共補償を行うこととなりますが、営業補償については、当該土地、建物の取得が原因で営業の継続が不能となった場合であれば、転業に通常必要となる期間中の従前の収益相当額をお支払いすることが一般的となっております。

なお、今回の町の復興事業で、町内において営業中の事業所を買収するケースはないので、営業補償することは想定されないと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、4番に移ります。JR常磐線の利便性の向上について。福島イノベーション・コースト構想の推進に伴い、中通りと浜通りの公共交通について報じられている。関係者は、中通りまで新幹線を利用して浜通りに来られる。楡葉に新たな駅の整備も進む中、利用者の利便性の向上及び浜通りの将来に向けて常磐線のスピードアップ化、複線化など、県、国、JRに要望する必要があると考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、JR常磐線の利便性向上について。常磐線のスピードアップ化、複線化などを県、国、JRへの要望についてのおたただしですが、ご指摘のとおり、福島県が今年3月に策定した福島県避難地域広域公共交通網形成計画においても、広域的な公共交通ネットワークの構築等を検討するとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進に伴い、利便性の高い公共交通を確保する必要があるとされており、現在町でも、庁内に設置した復興まちづくり計画推進会議監事会ワーキンググループにおいて、広域交通、域内交通の両面から、公共交通のあり方検討を行っております。

ご指摘のJR常磐線のスピードアップ化や複線化についても、福島県や周辺市町村と調整、連携しながら福島県鉄道活性化対策協議会や常磐線活性化対策協議会等の機会を捉えて議論を深め、必要な取り組みを行うよう、国、JR東日本などに求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020の主な取り組みの案の中に、JR常磐線の早期全線開通を目指すとありますね。それで、オリンピックを初め廃炉事業、研究施設などいろんな基幹産業を国や県で予定しております。また、二、三日前ですか、天皇陛下が来られて、郡山からこちら、相馬に入られるなどという話をなされましたね。こちらに来ました。さらに、日立海浜公園などはまだあそこに鉄道を引くなんていう手もありますし、やはりそんな中で常磐線のスピードアップ化って必要ではないかと思うのです。東京から来るまでの時間というのが、山形新幹線、新潟新幹線、上越新幹線、全て新幹線なのに、どうして常磐線だけがこのように取り残されているのかと考えたときに、私たち避難して、本当に利便性が悪いなとつくづく感じる場合があります。やはり中央等のパイプをつなぐにしても、早く帰ってこられる時間があれば、それは最高にまた仕事もできますし、そういうことを考えたときに、やはり双葉町、これは町長にだけではなくて、やはり各市町

村と皆さんとお話しされて、早期のやはり複線化。お金がかかるのは当たり前のことで、では、だったら山形新幹線とかそっちの新幹線はどうなのと私は聞きたいのです。やはり同じ、利益が出ないからだろうとある人からは言われましたけれども、そんな問題ではないのですよね。やはりこうやってみんな納める。税金も平等です、支払っている金も。やはりそうした場合に、遅い、早いなんていうことはなしにさせていただいて、やはり新潟新幹線、山形新幹線、上越新幹線全てある中で、せめて常磐新幹線ぐらいは陳情していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしておきます。

これは幾度となく陳情しないといけないかなと。というのは、隣の町でやっぱり陳情に行きました。郡山の国会議員さんらしかったのですけれども、それはできないだろうみたいなことではじかれてしまったと言っていますが、中通りの方は東北新幹線がありますので、それははじかれても結構ですけれども、浜通りに関してはもう少し皆さん目を向けていただいて、やはり原発、原子力発電所があって被災したわけですので、せめてそのくらいな、いわきにこれだけの人が来ているのだよということでもう少し陳情を強く、再度要望していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、5番に移ります。5番の質問なのですけれども、これ、答えは短くお願いいたしたいと思っております。

5番、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。町に交付された中間貯蔵施設等影響緩和交付金389億円の対象事業9項目の内訳はどのように算定されているのか。また、30年間除染土壌等の保管をしていかなければならない状況で、交付金を町が受け入れることとした理由をお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。先ほど議員から、なるべく簡単明瞭な答弁ということでございますから、簡単明瞭にお答えしたいと思います。

町に交付された中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円の対象事業9項目の内訳はどのように算定されたのか。また、30年間除染土壌等の保管をしていかなければならない状況で、交付金を町が受け入れることになった理由についてのおたただしですが、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円は、中間貯蔵施設の整備及び管理運営並びに福島県内除去土壌等の収集及び運搬に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る事業の財源として、平成26年度に国（環境省）から交付され、基金に積み立て管理しております。

財源として活用できる対象事業は、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱に9項目が示されており、対象事業9項目については双葉町、大熊町、福島県、国の間で協議を進め、決定されたものです。9項目については、あくまで要綱に財源として使用できる対象事業として示しているものであり、町が必要とする9項目に係る経費を算定し、積み上げて中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円の交付を受けたものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

また、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、中間貯蔵施設を受け入れ、除去土壌等を30年間保管

することに対して交付されているものと認識しております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、福祉の向上や利便性の向上のために30年間で389億円をどのくらい確保されるのか、お考えをお伺いしたい。

あともう一つ、今回企業誘致条例を制定して奨励金を出されますが、その奨励金とかという389億円の中に対しての割合。要するに、やはり福祉の向上や利便性の向上のために使うお金と、そういう割合ってどのくらいなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

それぞれの事業や、先ほどお話しさせていただきました9項目も含めて、その都度、その都度、事業の内容につきまして交付金の充当ができるかどうかという協議をしながら進めていくような状況になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 389億円もいただいて、その都度その都度ということは、逆に言えば、例えば1軒の家を建てるにしても予算とかいろいろ組みますよね。389億円、これは大体この予算、福祉の向上とか、そういうのに充てる。あと、例えば企業誘致のために使う、あと何に使うと、大体予算というものはあると思うのですね、どこも。ただただ、国からそういうふうなのが出てきましたから、こういうのに、では使うべ、あれに使うべと手当たり次第では、手当たりばったりというそういう使い方というのは、30年間で389億円の金を振り分けたときにどのようにされるのかなというのが私の考えたところでございます。

あと、やはりその389億円に関して1,240万立米、これは少しふえました、双葉町も。1年間で保管する保管料が104円ですね。こういう、今言う企業誘致の条例を制定しますよ、何もしますよといって、1年間で1立米、100万、1個の袋を町のわきに置かれて、安過ぎはしませんか。

私の言っていることは、これは線量も高い帰還困難区域で、まだ5年後に解除するとか何とかと国は言っていますけれども、実際線量が高いところも多いわけですので、皆さん帰れないと思うのです。農地もまだ、先ほども議員さんが言われましたけれども、土地の税金はどうなのだとおっしゃいましたけれども、土地の税金だって、耕作していないのにお金は入りません。そうした場合に、皆さんどんなにして払うのかなと、それもありますよね。そんなことを考えたときに、やはりこのお金が一番生きてくるのかなと私は思っているのですけれども、これで30年間町民を守り切れるのかなというのが私の考えです。

あと、もう一つ、このアンケート調査が来ました。これは東日本大震災による被災生活環境復興にアンケートということで、東京大学のほうでアンケートの中に、震災前の収入、526万円、年間ですね、震災後335万円、その差191万円。やはり私たちの収入が減っていることは確実なのです。これ、

賠償ももう打ち切りですよ、何も打ち切りですよといったとき、私たちはどうしろというのですかということなのです、こういう金もなくなってしまったら。国はこうやって一旦389億円どかんと出しました。でも、そこから、あれもこれも、あれもこれもやれと言われて、この金がなくなったとき、私たちはどうしろというのかなというのが本音であります。どうかその辺も考えていただいて、やはり町長にはこの104円、これが1,240万立米、これは入りそうなのですけれども、これがまたふえると。今面的除染ぐらいなものですから。そうした場合に、本当にただ同然で、私たちの町、双葉町にそういう汚染物質を置かれて、町民は外へ出ました。皆さん苦勞して、どんな生活したらいいのだろうと。私も今聞きます。そんな中で、やはりもう少しこれを上げていただきたいと。でなかったら、東京電力さんからもう少し賠償していただくか、そうしないと、町民の皆さん、これから8年目に入っています。7年過ぎて、8年目ですよ。やはりこの計算して、191万円の差というのは大きいと思うのです。野菜とか。だから、いつも言いますけれども、野菜、米、味噌、すべてあった生活の中の526万円でありましたから、だからそれを考えたときに、まだまだこれ191万円では足りないのです。本当は250万円ぐらい足りないと思っているのです。

そこを考えたときに、やはり町長にもう少し一生懸命、やっているでしょうけれども、環境省とか国とか県とかに陳情していただいて、町長もこの前、5月でしたか、陳情に行ってきましたということで新聞に載っていました。そういったところで、もう少し皆さんに、双葉町の町民がもう少しやっぱり元気で暮らす。元気で暮らすのには、もう年もとりました、仕事もなくなりましたという中で、せめてもう少し余裕のある暮らしをしたい、させたいと思うのであれば、ちょっと頑張ってください、その辺よろしく願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 暫時休議します。

休憩 午前11時09分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 通告順位3番、議員番号1番、尾形彰宏、議長許可に基づいて一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

お昼一番ということなので、私の今回の一般質問の全体的な流れは、これは復興委員会のほうでも話しさせていただいて、職員の方にも同意をいただいているのですが、ふるさと双葉を身近にしているという大きな流れを私は今やっています。土日休みの日を除いて、毎日双葉町、浪江町に通勤しているので、そのふるさとを身近にという言葉についてはみずから実践しているつもりでございます。

おかげさまで議員として復活してから1年たつわけなのですが、ありがたいことに、例えば町の行政組織の総会とかふるさとの人たちが集まりますが、あとはこういったいわき市の事務所、双葉町役場のですね、そういったところで地域住民の方にお会いして、やっぱり1年もたつと、彼に話したいなというふうに思われるのかもしれないけれども、依頼されるあるいは質問されるというふうなことがたびたび出てきています。それが今回の1番から3番までの大きな質問の流れになっております。

それでは、1番目、避難指示解除後の固定資産税のあり方についてということですが、同僚の議員が同じ質問をしておりますので、それでもう一度私のほうでも、同じ要望が出ているという現実を皆さんにご理解いただくために、させていただきます。

近隣町村では、避難指示解除後から、帰還の有無にかかわらず固定資産税の徴収が行われており、当町民から社会不安としての声が多く届いております。当町としても以前から検討に入っているというふうには思っておりますけれども、現時点での方針をお聞かせください。よろしく申し上げます。
○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、避難指示解除後の固定資産税のあり方について。避難指示解除後の固定資産税課税に対する町の考え方についておただしですが、清川泰弘議員の質問にもお答えしましたが、避難指示解除後の固定資産税については、地方税法の規定で、避難指示の対象となった区域のうち、新たに避難指示が解除された区域の土地及び家屋に係る固定資産税については、原則、解除から3年度分まで2分の1に相当する額を減額し、課税するとされております。

固定資産税課税の時期につきましては、今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標時期を踏まえつつ、当町に先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、不平等、不公平が生じないように十分配慮し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ご答弁、再度ありがとうございました。

この税制についての私を含めた議員への質問、要望としての町民の方々からのお話というのは、基本、ここの部分がどうも肝だというふうな言い方に近いと思う。要するに、自主財源とか含めて町の財政面、あるいは町に住みたいという気持ち、そういった面で非常に、ここから発生するであろう問題が多く含まれる意味合いも含めて、同僚の議員、あるいは私のほうに、聞いてくれ、わざわざ手を挙げて言ってきています。これは、もちろん議会の中でも感情的な議論を含めて、やってきているわけです。でも、しかしながら、周りの町村の状況も見なければならぬという町長さんのお話もあるとおり、自分たちだけで決めるものではない。しかしながら、方向性は見失ってほしくないというふうな気持ちを込めて、町民の方々からお受けしているというふう考えております。ぜひ真剣に、時間をかけてでもいいですから、よろしく願いいたします。

では、2番目に移らせていただきます。2番目、中野地区復興産業拠点用地の元地権者への対応についてということです。これは役場庁内でご夫婦の方が来られて、この方は元地権者という形になりますが、わざわざみんなに聞こえるような形で言うてくるわけです。それだけ、リスクを負ってでも聞いてほしいよということです。

その元地権者の方が、土地売却後のフォローについて、その有無を心配しておられるようです。町復興のためとはいえ、農地の提供は双葉町の未来農業にとってはマイナスになるので、何か補償するお考えがあるのかということでもあります。これをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中野地区復興産業拠点用地の元地権者への対応について。中野地区復興産業拠点用地の元地権者に対して町として何か補償する考えがあるかとのおただしですが、中野地区復興産業拠点の用地取得において、地権者の方から売却する農地などの代替地の取得についてお申し出いただいた事例はありましたが、地権者の方のお考えなどにより、実際に代替地等の措置を行った事例は現在のところ一件もありません。

用地取得に当たっては、今後とも地権者の方のご意向やご希望を真摯にお聞きし、お一人お一人に寄り添った丁寧な対応を心がけてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。

3番目に移る前に、結局この一連の流れというのは、ふるさとを身近にということ、冒頭に申し上げましたけれども、基本、そこの部分を強調していくと、

○議長（佐々木清一君） 尾形議員、通告に従って質問してください。これ、今のは通告から外れています。

○1番（尾形彰宏君） ああ、そうですか。

人口の推移と慶弔情報の公開ということについてはありますが……2番終わっていない。

○議長（佐々木清一君） ですから、通告に、今2番のは中野地区の産業拠点ですから、それに関連することならいいですけども、行政区のことは通告に入っていないので、質問を変えてください。

○1番（尾形彰宏君） 済みません。2番目については、今の町長のお話の中で十分です。

3番目にちょっと入らせていただきます。それでよろしいですか。

ちょっと前置きをしてしまって申しわけなかったのですが、人口推移と慶弔情報の公開についてということですが、双葉町の人口及び世帯数の推移というのが、震災前、2月末日で7,100名、2,606戸でしたが、7年後の4月末現在、6,030名で2,294戸となっております。およそ人口で1,000名、戸数で300戸ほどの減少ですが、私たちはしっかりとその現状情報を共有認識し、双葉町の未来を考えるべきであるというふうに考えております。

慶弔に関する情報公開については、その現状はどうなっているかお伺いします。

また、公開に当たっては、個人並びにご家族、関係者の同意が必要ですが、行政区単位でその数の推移や年齢公開など限定範囲で公開するのも一案かと思いますが、お考えを伺います。

さらに、追加情報として、詳細は各行政区長にお問い合わせ、ご確認くださいとの表記があればよいというふうに考えておりますが、区長会などにご相談され、ご検討いただくのも方向性としてよいかと思いますが、お考えをお伺いします。済みませんでした。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、人口推移と慶弔情報の公開について。まず、慶弔に関する情報の公開について、その現状はどうなっているかとおたただしですが、現在町では慶弔に関する情報として、「広報ふたば」において出生と死亡に関する情報を掲載しております。掲載するに当たっては、平成15年の個人情報保護法の成立により、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、ご家族やご遺族に連絡をとり、了承の得られた方のみ掲載しております。記載内容としては、出生の場合は氏名、生年月日、保護者の氏名、行政区を、死亡の場合は氏名、年齢、死亡日、行政区の記載をしているところです。震災以降、戸籍の届け出については避難先自治体に提出される場合が多く、双葉町にその情報が届くまでには、自治体によって違いがあるものの、1週間から2週間くらいかかる状況です。また、タブレット端末においては、ふたばアプリの「ふくしまニュース」において、福島県内の新聞に掲載されたお悔やみ情報を毎日見ることができるようになっております。双葉町に住民票がある方で県外に避難されている方の情報も、遺族の希望により掲載されております。

次に、行政区単位でその数の推移や年齢公開など限定範囲で公開してはどうかとおたただしですが、現在町公式ホームページには町の人口と世帯数を毎月掲載しておりますが、町の住基システムでは現在の17行政区ごとには分けられませんので、行政区単位での人数、世帯数は掲載しておりません。また、年齢公開については、先ほども申し上げたように、毎月の「広報ふたば」に、了承を得られた方のみ年齢も掲載しておりますので、個人情報を尊重する上でこれ以上の公開は差し控えたいと考えております。

次に、詳細は行政区長にて問い合わせ、ご確認をと表記し、区長会に相談をして検討してはとおたただしですが、慶弔に関する情報の公開については、町が保有する個人情報は町が保護することになっておりますので、これまで同様、家族などの同意を得られた方のみ「広報ふたば」とタブレット端

末で情報公開することを考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） その部分につきましては、もうこちらのほうでも事前に、そういう形になる、あるいは現実がそうであるということは認識しております。

いろいろ話をまとめる中で、まず個人情報ということについては、名前、それから住所、あるいは電話番号とか、そういった利益、不利益をもたらすものについての掲載ということはもちろん私のほうでは想定はしていなくて、自分が考えるものというのは、縦軸に例えば行政区、17行政区あるとしますよね。横軸が出生、それからお悔やみ、そして転出、転入というふうな形で横軸にする。あくまでも数値だけを書いていくわけですね。これは個人情報には該当しない。行政区ごとですので、身近な形で、もし年齢も書くことが可能であれば、例えば鴻草地区の年齢が68歳というふうに書いただけでもおおよそ推察がつくということで、もう少し、一番冒頭にお話ししたとおり、ふるさと双葉町を身近にということでの情報として十分価値があると。なおかつ、それが経時的に、去年あるいは10年前まで、震災前までさかのぼって数値的なものを見ることができる。今ホームページの中では月ごとのプラスマイナスが掲載されているわけですね。それも少しちょっと発展させて、行政区単位でのプラスマイナスにすると、双葉町全体の人口でのプラス1と言ってもぴんとこないです。だけれども、行政区単位で、もし可能であれば年齢も書いてあったりすると、ぴんときます。なおかつ、それが時系列の中で見たりすることができれば、より双葉町の人口の推移、慶弔に関する情報等の、大枠ではありますが、個人情報に触れない、保護法に触れないレベルでの確認をすることができるのではないかと。これは提案として申し上げておきますけれども。

それで、後半に、行政区長に関してのお問い合わせ、ご確認くださいということではあるのですが、区長会などにご相談されてはどうですかというふうに書いてあるのも、実は、3番目に移る前にお話しさせていただきましたが、去年の同じ、今ぐらいの時期の「広報ふたば」の行政区長さんに対する委嘱状の写真、あるいは最近の17行政区の顔写真入りの広報といったものも含めて、町長が行政区の組織の重要性ということ、あるいは強化ということも含めてお考えであるということが見えてきたので、私としては今後、区長というのはすごく身近な存在なわけですね。ちょっと話が長くなって申しわけないですが、誰かがお葬式があったりする、あるいは行政区の総会があるわけです、年1回の。その時に、一番最初の冒頭で、物故者に対して黙祷というふうなことをやるわけですね。だけれども、そこには別に町長さんがいられるわけではない。行政区の区長さんがトップになって、その組織全体、地域全体の身近な情報としてそこに黙祷の意を表するということです。それがひいては17行政区集まって初めて町になるわけなので、要するに区長さんとしてはなかなか大変な仕事だというふうに私は認識しております。やっぱり地域の住民の中でも頼りにするのは、まずは行政区長なのです、意外と。議員というよりも、あるいは町長さんと町の役場というよりも、町の役場はどちらかという事務的な手続がメインであるので、本当の意味での心のよりどころ、信頼ということも含

めると、どうやら行政区長、行政組織というのがかなりウエートを占めてくる。だから、町長がおっしゃったとおり、強化とか、それから重要性ということについては、まさにそのとおり、おわかりだというふうに思っています。

そうなってくると、今後、先ほど言った一覧表をつくるに当たっても、ご協力いただきたいというふうな、要望として、そういった慶弔に関する情報も、やはり地域全体の、一番地域を知っているトップの方が行政区長だということであれば、今後の区長の業務内容、それを整理し、見直し、確認をするということがどうしても必要になってくるのではないかと。さらには、その延長に区長の報酬ということもかかわってくるのですが、今回はそれがちょっと先、9月以降にまた話をしますけれども、今回はそれが目的ではないので、でもやっぱり行政区長の組織としての強化については、具体的なお考え、そういったものは町長はどのようにお考えでしょうか。町長のお話によっては、9月以降、この問題を少しクローズアップして、もう少し掘り下げたいと思っていますけれども。よろしいですか。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

まず、情報公開の部分で、人口減少、前月に対してプラスマイナスの数値を出させていただいていると。さらに、もっと町民の皆さんがわかる、意識として感じやすい状況としては、行政区単位での数値を出したらいいのではないかとということも今話の中であったと思います。それが可能かどうかということも今後いろいろと検討しなくてはなりませんし、各行政区長さんが行政区の世帯数、それと人口というのをもし自分で把握できているのであれば、それを逆にこちらに情報として提供していただければ、非常にこちらも、今議員ご指摘のようなことに対しても対応は可能なのかなというふうに伺いました。これはできるかどうかというよりも、まずそういうふうな取り組みをしていきたいと。

あとは行政区の強化という話ですが、これに関しましては各行政区の総会、もちろん別の部分では自治会の総会とかもありますけれども、そういったものに私並びに副町長が呼ばれて出席をする、参加をすると、そういったようなことで、まずは行政区長さん初め各行政区の皆さんのご意見やいろいろな問題点であったり、今どういうことに困っているとか、そういった話をじかにお聞きすることができる、そういった部分での、ある意味昨年以前の状況とはちょっと、私自身が行政区の皆さんの考え方というのはある程度把握はできているのではないかとというふうに自覚しております。

そういったことで、行政区の強化って具体的にどうだというふうに、なかなか説明するのは難しいですけれども、私自身としては行政区、自治会も含めて、そういうふうな場に参加をできる。できる限り、時間の調整がつけば参加をさせていただいて、そういうふうな皆さんといろいろな懇談ができるということが強化につながるのかなというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） どうもありがとうございます。今の言葉をお聞きしただけでも、以前から比

べると一歩前に進んだというふうに前向きに考えることができていると思います。

ちなみに、行政区の総会ということで集まったときに、必ずしも町長さん、副町長さん来るわけではないので、あるいは呼ぶわけでもないということもあるのですよね。だけれども、その辺はやっばりお互い目指すものは何かということ、情報を共有しながら認識していくというすり合わせ、大変だとは思いますが、しかしながら、やっぱり双葉町、大熊町についてはそういう複雑な面をたくさん抱えているのだけれども、それにぶつかっていくぐらいの勇気がないと、まだ若いのだし、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 尾形議員に申し上げます。

2番目の再質問、これは取り消してください。私のほうで通告外と先ほど言いました分、議事録に残りますから、尾形議員の口から、2番目の再質問については全て取り消しをみずから言ってください。

○1番（尾形彰宏君） 2番目の再質問については、申しわけないです、取り消しさせていただきます。よろしく申し上げます。済みませんでした。

○議長（佐々木清一君） わかりました。

○1番（尾形彰宏君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号2番、石田翼君の一般質問を許可いたします。

2番、石田翼君。

（2番 石田 翼君登壇）

○2番（石田 翼君） 2番、石田翼でございます。ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番目、復興再生の加速化と世代を超えた町民の帰属意識についてということで、双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されております。除染やインフラ整備など加速化すべきと思います。また、世代を超えた町民のきずなの維持と帰属意識を促すためにも、ソフト面での構想について並行して進めるべきと考えます。町民が町の復興に関心を持ち、それにかかわっていくためにも、次の点についてお伺いいたします。

（1）番、双葉町の復興にかかわる働く人々、また一時帰宅に滞在できる施設の整備の加速化はできないものか。

（2）番、町所有の図書館、歴史民俗資料館周辺の除染を行い、双葉の子供たちに文教の町双葉の歴史を学ぶ環境として、施設の再開をする考えはあるのかどうか。

3番目、震災、原子力災害から避難を余儀なくされて7年と3カ月が過ぎ去りました。いまだに一部を除き、帰宅困難区域に指定されております。双葉町の各行政区には史跡や由緒ある建物が数多くありますが、大分傷みが進んでまいりました。今後の維持管理について町の対応をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、石田翼議員の質問にお答えいたします。

復興再生の加速化と世代を超えた町民の帰属意識について。双葉町の復興に従事する人々や一時帰宅に滞在できる施設の整備の加速化を図れないかとおたただしですが、昨年9月の双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定後、町内の復興が加速度的に進んでおります。それに伴い、町としても、議員ご指摘のとおり、働く人々や一時帰宅をする町民の皆様が滞在できる施設の整備を急ぐ必要があると考えており、駅前コミュニティセンターや、民間が国道6号線沿いに整備した休憩施設に加え、中野地区の産業交流センターや駅西地の官民複合施設等の整備に全力で取り組んでいるところです。

今後とも引き続き全力で取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 2番、石田翼議員の質問にお答えいたします。

復興再生の加速化と世代を超えた町民の帰属意識について。町所有の図書館、歴史民俗資料館の再開についてのおたただしですが、双葉町復興まちづくり計画（第二次）で「歴史・文化交流拠点」として位置づけられており、今後施設の被害状況を調査するとともに、避難指示解除後の帰還人口やその構成を見据えながら、その再開に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

町立学校では、教育方針に沿って、総合的な学習の時間において双葉町の歴史等について触れる機会を設けております。今後はタブレットなどを利用し、全国に避難している子供はもとより、町民に双葉の歴史、文化を紹介していきたいと考えています。

次に、双葉町の史跡や由緒ある建物の維持管理についてのおたただしですが、双葉町の指定文化財は、国指定史跡1件、県指定天然記念物1件、町指定においては史跡3件、美術工芸3件の計8件を指定しております。指定文化財等につきましては、定期的現地確認を実施し、状況把握を行っております。今のところ、大きな修繕を要するような事案は出ておりません。今後も双葉町文化財調査員とともに継続して管理していきます。

個人所有の歴史的な建造物に関しては、所有者の意向を酌みながら専門家の意見をいただくなどし、双葉町文化財調査委員会に諮りながら保存について検討してまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） （1）のことなのですが、双葉町には、中野、中浜地区が津波で流されて、

家もない、そういった方々、また郡山細谷地区においては、中間貯蔵施設のために家がなくなられた方、土地も放された方も結構いるというふうには伺っておりますが、そういった方々のためにもいち早く滞在できる施設の整備の加速をぜひともお願いしたいというふうに思っております。そういうことで、これからも加速化を十分進めていきながら、早く、私たちには残された時間というのは少なくなっているわけですね。そういった方々のためにも、加速化をぜひ速やかにお願いしたいというふうに思います。

それから、(2)番の町有の図書館、歴史民俗資料館等々の件につきましては、やはりあそこも早目に除染をしていただきまして、できれば、何かイベントでもあれば、その場所に行って子供たちが伸び伸びと遊んで帰ってこれる、そういった歴史を学びながら、やはり双葉の子供たち、忘れてしまうというふうに思います、双葉を。そういうことにならないうちに速やかにひとつそういうことを進めていただければ、これからの子供たち、もう7年たって、早い子供さんは成人されました。後からの子供たちは中学校、高校になっております。そういうことで、双葉を忘れてしまう子供たちがいっぱい出てくるということも鑑みまして、ひとつ早急をお願いをしたいというのが私の願いであります。

それから、1つは、この前広報にも出ておりました。ふるさと双葉の歴史を立体、映像で体験ということも広報のほうに載せられておまして、これは大変いいことだなというふうに私は思いました。そこで、町立学校だけに限ったものだったのかな、それとも各避難されている子供たちはどうなのかなという考えもございましたので、その辺もひとつお伺いしていきたいというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。答弁お願いしたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 石田議員にお伺いします。

教育長に答弁してもらうのか、町長の分の質問に答弁してもらうのか、どっちなのかはっきりわかっていないので……

○2番(石田 翼君) 大変申しわけございません。できれば町長からでお願いしたいと。

○議長(佐々木清一君) 町長のほうね。

○2番(石田 翼君) お願いできれば。町長と教育長と、では両方でお願いできればありがたいと。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 石田議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、双葉町の復興にかかわる働く人々だけではなくて、一時帰宅をする住民の皆さん、そういったものの滞在といいますか、今時点では休憩、一時滞在というふうな形しかとれませんが、そういった施設は、先ほどの答弁でも申し上げておりますとおり、まず駅前のコミュニティーセンター、こちらのほうは水、トイレ、電気は復旧しておりますので、また1人1本ですけれども、飲料水も提供できております。そういったところで、まず駅近くの一時帰宅される方はその辺で休んでいただけたらと思っておりますし、6号国道沿いの民間企業の休憩施設、そういったものも再開し

ております。

今一番町として産業復興拠点の取り組みをしなくてはならない中野地区の産業交流センターであったり、双葉駅西の官民複合施設の整備、これはすぐというわけにはまいりませんが、なるべく急いで、早期に開設をして、皆さんに使っていただけるような施設にしていきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、もっともっと加速してやりたいという気持ちは我々も持っておりますし、ただ、戻っていただくための施設として、しっかりと放射線の管理とか、そういったものもありますので、そういうものも慎重に確実にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、石田翼議員の再質問にお答えいたします。きっと国指定の史跡である清戸迫横穴についての3Dのお話だったかと思えます。本当、私もあれも石田議員のおっしゃるとおりで、大変あんな形でメディアさんにも来ていただき、新聞にも取り上げていただいて、大変みんなに発信できたかな、そんなふうに思います。それを本当に、あの時は町立のというか、子供たちにも声をかけて来ていただきましたし、ご存じのように、眼鏡をかけると立体映像で、私も経験しましたけれども、本当に清戸迫も、私も本物はもちろん見たことがありますけれども、あそこの中に入ったような感覚というか、あのすばらしい機材でありますし、そのような表現となって、すばらしいと思います。これをできるだけやっぱり多くの方、町民に限らずなのですけれども、特に子供たちに、こういう、双葉町にはすばらしい遺跡があるよ。結局そういう先人がこの双葉町を築いてきたのだと思えますので、そんなことも含めて、ふるさと創造学なんていうことも今学習させていますので、それにあわせて、もしそういうところが、双葉町のいいものを発信できるような機会があればというふうに考えますが、本当に貴重なご意見ありがとうございます。そのように検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 教育長、今石田議員のほうから、町立の子供たち以外の子供たちにもという質問もあったと思うのです。それに対する対応も今答弁していただければ、答弁できるのであればお願いします。

はい、どうぞ。

○教育長（館下明夫君） 本当に全国に避難している子供たちにも、双葉町のことが本当にわからない子供たちも大変多くなっております。大人とか保護者の皆さんは大変双葉町に対してのやっぱり思いはあると思えますので、そういったことも含めて、発信の方法としてはこういった形で、3Dの状況なんかを表現できるというようなことも発信しながら、「広報ふたば」なり、また先ほど申しましたように、タブレット等でもそういったことが可能ならば大丈夫だと思いますので、そんな形で、全員がこれに、100%なかなか通じないかもしれませんが、でもそれを繰り返し進めてまいりたいな、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 大変ありがとうございます。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 石田議員に申し上げますけれども、あくまでも行政は神社仏閣に対しての管理はできないというふうな形になっておりますので、今の質問を町長に質問されるのはちょっと取り消していただきたいのですけれども。

○2番（石田 翼君） わかりました。ただいまの質問を取り消しさせていただきます。

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位5番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） こんにちは。議席番号7番、岩本久人でございます。本日最後の質問者になりますけれども、議長に通告を出しておりますので、3点について質問をさせていただきます。

1番、補償、賠償についてお伺いします。東日本大震災、東京電力第一原発事故から既に7年3カ月が経過し、いまだに県内、県外と、ふるさと双葉町から遠方へと避難している方、また、さまざまな事情でいまだに応急仮設住宅で暮らしている方もいらっしゃいます。避難先での生活再建を果たすためには補償、賠償を適切に進めなければなりません。東京電力からの賠償、あるいは中間貯蔵施設の地権者として環境省との補償交渉が進んでいない方々もおりますが、今後町としてどのような対応をお考えなのかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、補償、賠償について。東京電力からの補償、賠償、また中間貯蔵施設地権者として環境省との補償交渉の進んでいない方々への町としての対応についてのおたただしですが、まず東京電力の賠償につきましては、東京電力において未請求者解消のための架電や戸別訪問のほか、これまで仮設住宅における説明会等を実施し、町民の方々への説明や請求書作成支援が行われている中、町としましては、国、東京電力に対して、被害者に対する誠意ある説明の徹底、被害実態に即した確実かつ適切な賠償の実施を求めているとともに、町ホームページや広報紙等において、東京電力が公表する原子力損害賠償に関する情報、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や福島県弁護士会の相談会の周知、また町にお問い合せいただいた方の東京電力への橋渡し、請求に関する疑問や問題解決等に努めているところです。

今後も国、県、関係機関と連携し、賠償請求についてお困りの方や未請求の解消に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、中間貯蔵施設地権者として環境省と補償交渉が進んでいない方々への町としての対応につきましては、町では個人の財産権にかかわることから価格交渉に関与することはできませんが、事業主体である環境省に対しては、一人一人を確実に訪ねて丁寧な説明を行うことはもちろん、物件調査等の進捗状況の連絡や生活再建に係る相談など地権者に寄り添った対応を行うよう、機会あるごとに求めてきております。また、町としましては、地権者の方々からの要望や疑義事項への対応を求めるとともに、引き続き弁護士による相談窓口を役場内に開設し、地権者の方々が抱える不安や諸問題に対処しているところです。

今後も環境省に対しては誠意ある対応を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。補償、賠償に関しましては、これまで同僚議員がたびたび質問していることでもありますけれども、そのたびに町長の答弁にありますように、被害実態に即した賠償を実施するとともに、生活再建支援の継続、充実を図るよう国、東電へと要望を求めてまいりたいというようなことの答弁をいただいておりますけれども、確かに町も議会もこれまで国、東電には補償、賠償の誠意ある対応というようなことで、たびたびと要望のほうを繰り返しておりますけれども、一向に賠償が進んでいない方がいらっしゃるわけです。

昨年3月定例会の報告では、東電賠償の未請求者が45名ということであったのですが、その後未請求者の数がちょっと示されていないのですけれども、何人ぐらいになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

今ほども答弁にありましたように、町のほうでは中間貯蔵の用地買収の件でも弁護士の相談窓口、

そしてまた東電の賠償に関しても、県また町の弁護団の相談ということもできるということでありませうけれども、実際問題、相談窓口でどれだけの成果が上がっているかどうか、ちょっとわからないような状況ではないのかなというふうに、相談者数も減っているというような話も聞きますので、その辺をしっかりとやっていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

東電も国もきめ細かな個別事情に即した親身な対応をとると言っておりますけれども、必ずしも個別の事情に歩み寄っていないのではないのかなというふうな感じがいたします。中間貯蔵の地権者の方の中で、要するにお互いに言葉の誤解を招いて、要するに関係がこじれて、実際ストレスで体も本当に壊した方もいらっしゃるというようなことも聞きます。中間貯蔵の契約や東京電力の賠償も、徐々にこれは進められているとは思いますが、町としてもやはり、個人の財産ですから、町長は、中間貯蔵の賠償に関しても東電の補償に関しても、なかなか町として踏み込むには限界があるというような、そういうことでもありますけれども、町としてもやはり個別の事情、それぞれのなかなか進まない方に対してやはり事情を聞いて、どこが問題になっているのか、そういった問題点にもやはり耳を傾けながら、補償、賠償の進んでいない方はやはり生活再建がまだなし得ていないというようなことだというふうに思います。

町も今中野地区の産業拠点、あるいは駅西のこれから1団地の拠点の整備が始まっているわけで、地権者の協力なしでは復興、整備が進まないというふうに思いますので、やはり町としても賠償、補償が進まない方に対して個別に聞き取り調査というか、寄り添っていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。その辺のところ、町長、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

東京電力による賠償の仮払い以降、本賠償請求に移られていない方、いわゆる本賠償未請求者数につきましては、本年5月末現在で35名の報告を東京電力から受けております。未請求者である事情は多岐にわたっているとのことから、東京電力に対して、お一人お一人に対する懇切丁寧な説明等に努め、着実に本賠償請求につなげることを求め続けていくとともに、町としましては未請求者解消に向けて関係機関と協議し、対応してまいりたいと考えております。

また、弁護士等の相談窓口に対しての実績ですが、これはちょっと今数的なものを今私は把握しておりませんが、ちょっと報告が上がってくるものを私は見てはおりますが、弁護士さんに相談している件数というのは限りなく少ないです。余り相談をしているというふうな報告は上がってきておりません。

あと、補償、賠償について、町民お一人お一人の被害実態に沿って、当然国なり東京電力は対応しなくてはならないということは従前のおり言っておりますが、そのことに関して一人一人の問題点がどういうことなのかというのを町としてどこまでかわられるかというのもありますし、状況によっ

ては町として個人のいろいろな部分でかかわれない部分もありますが、かかわれるものに関しては町としても国、東電に対しては強く申し入れをしていく、そういうふうに従前どおりやっておるつもりです。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） いまだに東電の請求、35名が請求がまだ済んでいないということで、中間の方も東電賠償の方もやはりかなり悩んでいるというのですか、実際遠方のほうに避難している方でも、環境省やら東京電力の方が来ているそうなのですけれども、なかなか話の折り合いが合わなくて、大変寄り添った対応ではない、むしろ、だから突き放すような、やはりそういう言葉というか、話になってしまうというようなことで、非常にやっぱり溝が埋まらないというようなところがありますので、町からも何の連絡、対応もないのだというような、そういうこともあるわけで、何とかそうやって、一人でも悩んでいる方に対して、町のほうでも町有地を得るために用地交渉とかしているわけですから、補償、賠償に関して少しでもやはり町のほうで何か対応できるかどうかというようなことも含めてお願いしたいというふうに思っております。要するに、復興大臣もよくおっしゃるのですけれども、今は平時ではなくて、やっぱり有事だということを、やはり被災地は有事の法律で我々復興が進んでおりますので、そういうようなことも考えながら、町のほうでも親身な寄り添った対応をしていただきたいというふうに思うのですが、もう一度町長お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

賠償金や補償金額について、実態にそぐわない、納得できないといった要望につきましては、国であつたり東京電力に対しては懇切丁寧な説明、被災者や地権者に寄り添った対応をするよう、何度も何度も粘り強く求め続けてまいります。この成果につきましては、現状なかなか非常に厳しい状況でありましたし、そういったものに関して少しでも被災者の皆さんが納得できるような状況に、町としては東京電力にも国にも今後とも申し入れ続けていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 2番目の質問に移らせていただきます。

特定復興再生拠点内の家屋対策についてお伺いします。特定復興再生拠点区域内において現在家屋解体の申請受け付けが行われておりますが、一方で、住みなれた家が、我が家に愛着があり、居住を望み、解体をためらう方もいると思われれます。町の今後の家屋対策として、家屋改修費や室内清掃費などの補助制度を設置するお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、特定復興再生拠点内の家屋対策について。町の今後の家屋対策として、家屋改修費や清掃費などの補助制度を設置する考えがあるかとのおたただしですが、既に避難指示解除が進んでいる周辺自治体においても、ご指摘の住宅清掃等に対する補助の制度化が進んでいるとの認

識をしておりますので、当町としても今後町への帰還に向けた取り組みが本格化する中、そのような補助制度化について周辺自治体の例を見ながら検討を進める必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 答弁ありがとうございました。家屋解体が進んでいる中で、今ほども言いましたように、どうしてもやっぱり被害が少なく、どうしても帰還を望み、家に戻りたいという方がやっぱり中にはいると思うのです。29年の住民意向調査を見ても、住民意向調査の結果、家屋の利用傾向についての質問で、「修繕をして使いたい」という方が5.5%、「売却、賃貸したい」が7.1%、「状況を確認してから決めたい」というのが10.7%で、家屋を残したいという意向だと思っておりますが、計約23%というアンケート調査になっております。また、帰還を判断する上で必要な支援で、住宅の改修や建てかえ、住居確保への支援が42.8%ということで、一番多いわけです。

家屋解体の対象として、家屋被害認定調査の結果、全壊あるいは大規模半壊、半壊の認定を受けた家屋だけが家屋解体ができるという条件で、被害の少ない家屋に関しては解体はできないということなものですから、やはり帰還を促すという上で、今町長のほうから、清掃費のほうは補助を出すというような検討をしているというふうなことでありますけれども、住宅のリフォームの補助についても、町の財政を見なければ何とも答えにくいところもあろうかと思うのですけれども、そういった帰還を促すという意味でも、リフォーム補助金についてのお考えをひとつお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほども答弁で申し上げておりますけれども、岩本議員の再質問にお答えいたします。

今後町への帰還に向けた取り組みが本格化する中、そのような補助の制度化については、周辺自治体の例を見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど家屋解体の件で、ちょっと議員のご指摘ありました。確かに判定基準の半壊以上、大規模半壊、全壊、そういったものに関しての費用に関しては国費をもってということですが、町としては、例えば一部半壊という例もあります。そうすると、制度的には国費の投入ができないというふうにお考えの方がおられますけれども、7年が経過をして、8年目に入って、家屋の中の被災状況というのは私も把握しておりますが、野生動物であったり、いろいろな動物が入ったり、または犯罪行為の行われているような状況もあるということをお勘案して、町として申請をしていくと。そういったことで、判断に関しましては、家屋の判定基準だけではなくて、加味されるというふうに私は思っております。そういったことで、住民の皆さんのご期待に沿えるような対応がなされるものと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 被災者生活再建支援金の基準も、全壊、あとは大規模半壊、あと半壊というようなことになっておりますので、被害の少ない家屋に関しては支援金の対象にならないというよう

なことがありますので、今は本当に、何度も言いますが、家屋解体を申請する中で、まだ、解除後の話にはなると思うのですけれども、早い時期に、町としての家屋に対する清掃費に関しても補助制度を早目に設置していただきますようお願いしたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。町民のコミュニティー支援についてお伺いします。とし3月をもって双葉町復興支援員の支援活動が終了しました。県内、県外広範囲に避難生活をしている中で、これまでどおりの町民のつながりやきずなを町民同士の手でコミュニティーを図っていくことと、行政が主導的に支援すべきこととあると思います。そこで、現在県内外の町民の交流拠点施設の現状と今後のコミュニティー支援活動についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、町民のコミュニティー支援について。今ほど岩本議員から、「今年3月をもって復興支援員の支援活動が終了しました」とありますが、これは議員の誤解でありまして、この復興支援員の制度が終わったわけではございません。こちらの契約をしていた事業者がみずから撤退をしたと、そういうふうに私は報告を受けております。別の支援員制度で活動してもらっているところもありますので、復興支援員の支援活動はこのまま継続しております。

県内外の交流拠点施設の現状と今後のコミュニティー支援活動についてのおただしですが、県内外の交流施設について申し上げますと、県内には2カ所、県外で1カ所、合計3カ所を交流施設として設置しております。その3カ所の交流施設の平成29年度利用者数については、いわきのふたば一くにおいては1,792人、郡山のせんだん広場では延べ2,000人、県外では埼玉県加須市にありますふたば交流広場で1,644人となっております。コミュニティー活動におけるコミュニティー支援員については、今年度より委託業者がかわったことで顔ぶれも一新されましたが、支援活動についてはこれまで同様、県内外にわたり活動していただく予定であります。しかし、避難生活も7年を経過していることで町民の支援に対するニーズ内容も少しずつ変化が見受けられ、真に必要な支援を町民に寄り添い、模索、検証しながらコミュニティー支援活動を実施していくことが大切であると考えます。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町民の交流施設でありますけれども、今町長からも答弁ありましたように、郡山市のせんだん広場、加須市のふたば交流広場、いわき市のふたば一くと、それぞれ利用されている方も多くいらっしゃるというのは今答弁でわかりました。ただ、町民の交流施設は、基本的には平等、公正に、特に県内、県外含めて、県外はふたば交流広場がありますからいいのですが、県内でも自治会のある地区でやはり交流広場がないというようなことで、いろいろ交流会を進めていく上で支障もあるというような、そういう自治会からの声もあります。避難して、これ本当に7年を過ぎるわけですから、まだまだ避難生活が長引けば、当然復興住宅に住んでいる方とか、それぞれの町民の皆さんが誰でも気軽に集える、そういう交流の場所というのはやはり数をふやしていかなければいけないのかなというふうに、そういうふうに思います。今後いろいろ自治会の方の意見を聞きながら、な

かなか避難されている場所の人数によっても、どれほどのスペースの交流の場所、家賃の件もあって、いろいろとハードルが高いところもあるかと思うのですが、その辺のところを町としても臨機応変に対応していただけないかというふうに思うのですけれども、その交流拠点についてまず1点。

それと、私の質問の仕方がちょっと悪かったのかもしれませんが、復興支援員の制度はまだ終わっていないというふうなことで、新たにNPOのほうで対応されていることは私はわかっているのですが、これまでふたさぼコミュニティチームというのがおりまして、県内外幅広く交流の場所に赴いて、町と町民のパイプ役としていろいろ情報を、町の情報やら、そしていろいろな町民同士の交流の機会の支援をしてきたわけで、ある程度県内はNPOのほうの新たな支援活動の中で手が届くかと思うのですが、県外、埼玉にこれまで2名のコミュニティー支援員の方がいらしたわけで、今いないような状態で、県外に対しての支援、またサポートを手厚く行っていただきたい、そういう方策をとっていただきたいというふうに、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

町民のコミュニティー支援ということで、町は今日でも早い避難指示の解除及び復旧、復興を目指して、町一丸となって取り組んでいるところであります。交流施設としては3カ所ですが、そのほか県内外に8つの自治会が立ち上げられており、町民同士のコミュニティー活動を積極的に行っております。また、自治会同士の交流や県外での交流の場も多くあり、最も身近なコミュニティー構築の場と考えております。このようなことから、新たなコミュニティー交流施設については慎重に検討すべきではないかというふうに考えております。

まず、交流拠点の場所の確保、現在3カ所ですから、それ以外のところも、当然自治会もあって、交流拠点が無いということで、議員のご指摘だと思いますが、そういったものに関して、まず常設の交流できる場所というのが非常に、その場所によってだとは思いますが、かなり高価なものになってしまうということで、その部分の対応をどういうふうにしたらいいかと。事務所的なものでまずお借りいただいて、広いスペースの場所で交流をする場合には、大変申しわけないですが、その都度その都度そういう会場をお借りいただくというやり方はどうなのかなというふうに考えております。

また、支援員、県外の。昨年までは県外に2人の復興支援員が配置をされまして、特に加須に行つて、その支援をする団体が撤退をしたことによって配置はされておられません。そういったことで、今数的に前の人数と多いかという、そういう状況ではないのですけれども、何とか県外のほうにもそういうふうな出向けるような対応をできたらというふうに今検討させてもらっているところです。当然今入ってもらっている支援員の人たちがそういう余裕があるかということも含めて検討しなくてはなりませんし、彼らも人間ですから、24時間常に働き続けられるというわけではありませぬので、そういうふうなスケジュール的な調整もして、検討していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） わかりました。本当に7年という、避難生活も長くなっておりますので、まだまだ町への帰還には時間がかかると思いますので、避難先での町民の皆さんのつながり、きずなを深めていくためには、やはり町のほうとしても自治会とかそういう町民任せではなくて、どういうふうな形で交流がこれから図られていくのかどうか、支援員の方の状況も含めて、今のNPOの支援の方も本当に一生懸命頑張られておりますので、町のほうもこれからは支援員の方と一緒に町外のコミュニティづくりについてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の一般質問は予定を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時28分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年6月14日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅野博紀君

4番 高萩文孝君

追加日程第1 議案第44号訂正の件

日程第2 議案第43号 双葉町企業誘致条例の制定について

日程第3 議案第44号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第4 議案第45号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とするについて

日程第5 議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第6 議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第7 議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第8 議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第9 議案第50号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第10 議案第51号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第11 議案第52号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第12 議案第53号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第13 議案第54号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第14 議案第55号 双葉町墓地条例の一部改正について

日程第15 議案第56号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第2号）

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位6番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号6番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず1番、避難生活について。避難生活も7年が過ぎ、避難費用及び精神的損害の賠償も昨年で終わり、生活保護を受給される方も出てきています。現在の受給者数をお伺いいたします。

また、復興公営住宅や借上げ住宅の家賃について、入居者に意見を聞いているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、避難生活について。生活保護者数と復興公営住宅や借上げ住宅の家賃について、入居者に意見を聞いているかとおたがひですが、まず生活保護者数についてですが、現在生活保護を受給されている方は2世帯2名となっております。

次に、復興公営住宅や借上げ住宅の家賃について入居者に意見を聞いているのかについてですが、復興公営住宅入居者や借上げ住宅としてお住まいの方については、これまで東電の家賃賠償にて補てんされておりましたが、家賃賠償が終了した今年度からは県の家賃等支援事業制度にそのまま移行されます。

また、4月1日以降に応急仮設住宅から民間賃貸住宅等へ転居される方は、当初県が発表した家賃等支援事業に該当しませんでした。国、県との粘り強い協議の結果、平成30年4月1日から平成31年

3月31日の間に応急仮設住宅から転居した世帯も家賃等支援の対象とする考えが示されました。

入居者に意見を聞いているのかについては、現在承知しているのは、今後復興公営住宅に入居する場合、県の家賃支援事業に該当するの否かとの問い合わせがあることは聞いておりますが、家賃の問い合わせについては直接聞いておりません。しかし、当町においては現在も帰還困難区域による避難指示が継続されている状況ですので、先行解除の町村との特殊性に鑑み、同列に扱うことのないよう、引き続き家賃支援事業の制度存続について強く要望してまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 再質問させていただきます。

生活保護世帯は2世帯2名ということをお聞きしました。当町はまだ少ないほうなのかな。この生活保護受給者になるためには、賠償とか、そういうのがなくなっていれば、そういうふうになっているわけですよね。

それで、実際に言うと、生活保護費のほうが高いのです、10万円よりも。ということは、今まで避難費用及び精神的損害で10万円ですよね。これ、内訳も東電さんに出してもらっていないです。それで、当町町民は今年の5月に終わっているということで、心配された受給、出てきました。今この生活保護の状況というか、担当か何かちゃんとわかっていると思いますけれども、どこがどういうふうに生活保護者を保護しているのか。例えば、双葉町なのか、国なのか、出どころが。他町村なのか。避難地域だと思えるのですけれども、大体はあれなのですけれども、それを正確にちょっと教えていただきたい。1つ、生活保護者が出ました。双葉町町民でも、双葉町にいれば双葉町だと思えるのですけれども、双葉町ではなく、どこかにお世話になっているような形になっていると思うのですけれども、そのシステムをちょっと再質問でここはお聞きしたい。

あと、復興公営住宅借り上げ、これはちょっと別々にあれしてもらおうと、復興公営住宅、これは本当、大事なことなのですからけれども、家賃を、何も言わずに、入ってから幾ら幾らですよというのは、これはちょっと後出しじゃんけんではないですか。非常に高いと思います。

それで、僕は復興公営住宅の方々に、何人かに、年金受給者の方とかいらっしゃるのですけれども、一生懸命働いてきて年金いっぱいもらっている方もいます。だけれども、実際に言うと、その分家賃が高い。私たちは家がありました、双葉町に。畑もありました。なのに、何で、自分たちの都合で避難生活をしているわけではないと。それなのに、家賃はそんなに多く払わなくてはならないのか。復興公営住宅というのは、その人たちが帰るまでのためにつくったわけですよね。それで、県が現在は、さっき言った、支給、1年間払って、あと戻すと、東電がやっているのであれば、県があれば、県があれだったら、県で、その中で相殺すればいいのではないですか。入金手数料とかそういうのを考えた時に、そんなことまでしないようなことをしないと、一々お金を払って、後から戻ってくるのだったら、同じ県でやるのだったら、それでいいと思うのですよね。ましてや、先ほど言っているように、何でそこでそういうふうに家賃を払わなくてはならないのかな。今まで仮設にいたときは家賃がなかったですよね。

なくて、だからその10万円でも足りていたと思うのです。その中でやっているにもかかわらず、家賃の高いのといろんなのを考えたときに、生活保護を受ける方がもっともっとふえてくるのではないかなと思うのですけれども、その点町はどういうふうに考えているのかなと。

あと、借上げ住宅。借上げ住宅については、この制度に関しては、当町は埼玉県にも、加須市にもいっぱい町民がいます。その中で県外とかも含めて考えた時に、借り上げに対しての制度をもうちょっとよくしてもらわなくてはならない。それで、1年とかそういうのではなくて、帰れるようになるまでではないのですか。そういうことをちょっと、要望ではなくて、これも要請してほしいのです。県としてこれをやらしてもらえなかったら、何のために避難生活をして苦しんでいるのかわからないので、そこら辺どういうふうにお考えなのか伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問に関しましては、健康福祉課に説明をさせます。

2つ目の家賃の件、この支援に関しての本人負担に関するご質問には、復興公営住宅の家賃対象につきましては、県が公営住宅法に基づき設定し、家賃を徴収しているところであります。また、今年度から実施されます福島県避難市町村家賃等支援事業についても県の政策支援であり、どちらも県の事業であります。この家賃支援についてはあくまで助成事業であり、対象者の申請により助成されるものであります。したがって、対象者の意思確認や、申請の対象者なのか否かなどの判断をする上で本人からの申請が必要と考えます。しかし、申請するための手続等の詳細は今月末を目途に公表されるようであります。その手続や書類の作成については、町民への負担を極力最小限にとどめるように要望していきたいと思います。

したがって、借り上げの家賃支援事業につきましては、先ほど最初の答弁でも申しあげましたように、平成31年3月31日まで延長されるというふうに町としては考えております。

3番目の借り上げの延長につきましては、全国に町民が避難をしている状況で、議員おっしゃっているように、双葉町は全町避難が継続しているというのは、これは双葉、大熊以外は現在ありません。そういった中で双葉町の特殊事情があるわけですから、当然避難の継続をしている間は、家賃のいろいろな支援であったり、そういったものの延長というのは国であり県であり、そういうふうな方策、対応をとられるべきだというふうに思っておりますし、そういう考えは県にも特に強く申し入れはしております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほど、31年3月31日までというふうに、年次は一応県のほうでの判断ということですが、当然我々としてはそれで終了というふうな考えは一切持っておりません。避難指示が解除されるまで延長というのは、当然のことだと思っております。

1番目につきましては、健康福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 健康福祉課長、大浦富男君。

○健康福祉課長（大浦富男君） 菅野議員のご質問にご説明申し上げます。

生活保護受給者の負担しているところということではありますが、現在、これは避難前からも一緒なのですが、居住している地域を管轄する福祉事務所で申請手続を行うということになっておりまして、今現在も避難先自治体の最寄りの福祉事務所のほうで手続をして、そちらで負担していただくようになっていきます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

まず、生活保護のほうですけれども、要は各、ほかの市町村にご迷惑をかけていることになると思うのです。これが本当に正しいのかということが1つなんですよね。なるべくだったらほかの自治体にご迷惑をかけたくない。うちの、当町の町民である限り、当町で守るべきものだと私は思いますので、そこら辺、制度はわかります。うちの、町の理由もわかっていただいて、そういうふうにしてもらっていると思うのですけれども、今までは国が避難者1人に対して4万数千円毎年出していることで、ほかの町村にもなるべくご迷惑をかけないというような避難生活だったと思います。この生活保護受給が出てくると、完全にほかの市町村に迷惑を、自治体に迷惑をかけることになるので、そういうことがないような施策をしていかななくてはならないと思うのです。

そこら辺をどういうふうにお考えなのか、とりあえず町長のご答弁をいただきたいのと、あと復興公営住宅、今借上げ住宅の面で復興公営住宅に、要は居住権があるわけですから、入らなくてもいいわけですよね、仮設住宅とかから。生活が苦しいのに、わざわざ家賃の高いところに行くというようなことをしなくても、そこにいればいいのだという考えになる方も出てくると思うのです。結局それを逆に、だめだよ、だめだよというようなことが、今の町としてそういう県との対応ができていないのかなと僕は思います。何で仮設住宅が本当に家賃がただで、復興公営住宅はそんなに高くなるのかなと。復興ですから、あくまでも。

これ、目的というのが多分違うと思うのです。要は、復興公営住宅の目的というのは、多分原賠法とかそういう中身ではなくて、災害救助法のほうを充てていて、実際に言ったら、僕たちの町というのは別に災害救助法で持てないわけではない。原子力災害対策特別措置法という法律がちゃんとしっかりしていないために、当てはめるからそういうふうな形になってくると思うのです。そこら辺は、要望よりもちゃんとした実務に合った法律をつくってほしいし、それを使ってもらわないと、避難されている方が苦しむだけだと思うのです。当町に限らず、避難している人は多分そういうふうになっていると思いますので、そこら辺もう一度。

31年3月31日という1年区切りというのはある程度やめてもらわないと、医療費の面でもできたわけですよね。陳情に行ったときに、何年までという話も、ちゃんと、大丈夫ですよというような確約

をとってやらないと、ことし例えば1カ月5万円で60万円払いますね。だけれども、段階的に上がっていくのですから、60万円、返ってきて、それで回っていくわけではないです。段階的に11年かけて上がっていくというので、来年また復興公営住宅は家賃高くなるのですから、そしたらまた手出しがどんどん、どんどん11年間ふえていきます。そして、平らにするという話をしていますけれども、では、そこまで避難生活は続くのですかという話にもなるし、避難者に対しての対応はちょっとおかしいかな。

それで、今勿来酒井で限定させて言わせてもらえば、あそこに入るために自分の避難するための家とかを全部売ってきた人もいるわけです。家とかそういう名義人だと入れないのですよね。それで、双葉の人たちと近くにいたいというので売ってきた人たちも、非常に、多分大変だと思うのです。売ったことが収入になるではないですか。その収入でやったらすごい所得税、住民税が一気に上がりますから、それで算定されたら家賃は高くなるのは当たり前ではないですか。そういうものに対しての国、県との協議をもうちょっと双葉町民に有利になるような方向に進めていただきたいのですけれども、それに対してご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まず、生活保護費につきまして、残念ながら生活が困窮して、自分で生活ができないということで、生活保護対応ということで他自治体、避難先自治体に負担をかけているということに関しては、本当に申しわけないことでありますし、こういったものに関して、いかにそういうふうな状況でないふうにするか、ないようにできるかという取り組みというのは非常に難しいことではありますけれども、町としてどういう、そういうふうにならないような対応ができるかというのを検討していかなくてはならないと思います。

仮設住宅から復興公営住宅に移った場合の家賃の負担、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、年度を切るのではなくて、ずっと継続してそういうふうな本人負担のないような取り組みということで、町としても県とはそういった部分で協議はさせていただいております。そういったことから、今回ある程度延長が認められたということと、その後、それで終わりということではなくて、さらに継続できるように取り組んでいきたいと思います。

あとは、災害救助法の対応によることによるいろいろな生活支援といいますが、避難をしている住民の皆さんの対応がきちっとできていないのではないかということだったと思いますが、まさにそれは私も思っております。この災害救助法そのものが今回の原子力被災、災害で避難をしている人たちのための完全にきちっと対応できているかということ、そういうものではないというふうに思っておりますし、新たな取り組みというのは、これは我々が法律をつくるわけではありませんけれども、国との要望において、新たにそういうふうな人たちの困っているものの実情に対して対応のできるような法制化を求めています。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番の双葉町復興まちづくりについてを。復興まちづくり計画には、帰還環境の整備イメージ図のみで、その他はつきりとした用地の範囲は示されておりません。今後の除染、解体にも影響が出てくると思いますので、行政が土地、家屋を買い取る範囲を早い時期に示すこと、あわせて安全なまちづくりの前提として、原子力発電所の収束作業と帰還時期の考え方を伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町復興まちづくりについて。行政が土地家屋を買い取る範囲を早い時期に示すこと、あわせて安全なまちづくりの前提として、原子力発電所の収束作業と帰還時期の考え方についてのおたただしですが、まず行政が土地家屋を買い取る範囲につきましても、今年3月に都市計画決定を行った双葉駅西側地区1団地の復興再生拠点市街地形成施設の区域約23.9ヘクタールを予定しており、今後まずは双葉駅周辺を中心に、この区域の一部を対象に県から事業認可を取得した上で、地権者の皆様に用地面でのご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、原子力発電所の収束作業と帰還時期の考え方についてですが、町としても安全かつ着実な廃炉の推進は、町の復興を進める上での大前提となるものであると認識しております。

福島第一原子力発電所の廃炉につきましては、現在、政府が策定した中長期ロードマップに沿って、経済産業省資源エネルギー庁、さらには第三者機関である原子力規制委員会の指導、監督も受けながら着実に作業が進められており、町も県初め関係機関と連携しながら、作業の安全監視に努めております。

30年とも40年とも言われる廃炉作業ですが、安全かつ着実な廃炉の実施を国や東京電力に引き続き強く求め、また今後とも国や県と連携して廃炉作業の監視を続けるとともに、特定復興再生拠点区域復興再生計画で掲げた目標の達成に向け、復興まちづくりの早期具現化についても着実に取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 済みません。帰還時期の考え方がちょっと答弁が抜けているのかなと思います。

復興まちづくり、いろんな面で進めるのは、僕は問題ないと思います。ただ、今そこを進めるのか、今の町民の避難生活を支える事業をやるのかというのが、僕、どっちが先なのという。並行して進むのはいいですけども、並行でも、やっぱり特化してやらない部分ってあると思うのです。町で復興用地ってありますよね。これは家屋も買い取るわけですよ、町で、あれば。ということは、今環境省でやっている解体作業、これはほとんどの方が半壊以上であると思うので、家屋を壊してしまったら、その時なかったら、その分はあれ、地権者の方々損してしまいますよね。だから、それに関してちゃんと範囲を出してください。双葉で言えば、線をもう引いてもらわないと、それで待っている方

もいらっしゃるわけですね。それと、そうではない方々に対しての何か救済措置みたいなのをやらないと、これは平等性がなくなってしまいますよね。ここの人たちはいい。ここから外れたら、本当、隣の家が入って、自分の家が入らなかったとなったら、結局はそこでまた町民同士の大変な問題が出てくるわけですね。

そこら辺をどういうふうにお考えなのかちょっとお尋ねしたいのと、あと収束作業についてなのですけれども、これは町長も執行部の方々も、では燃料デブリをもう取りますよという段階に来たときに、それは取ったらどこに置くのですかということはお聞きになっていますか。わざわざ燃料デブリがあるところに帰れますか。きのうもいろんな話が出ました。出ましたけれども、今とりあえず町長、答弁の中でちゃんとあれなのですけれども、未成年者、何歳未満の方が今当町、双葉町の町内に入れられないのか、それも1つご質問します。入れないにもかかわらず、そういうところに復興まちづくり。復興って、年齢制限があるのですか、双葉町民というのは、帰還に関してというのが出てくると思うのです。

今、車では行けますけれども、288号線。途中から自動二輪はだめなのですね。そういうのも含めて、どのような進め方をしているのかなというのはちょっと不安なのですね。例えば、言うように工業団地をつくっても何してもいいですけれども、そこに住めるようになるのはいつなのですか。

あと、帰還時期に対しての収束作業がありますよね。今町長は30年とも40年とも言われていると。もともとは四、五十年かかると言われたものなのですけれども、7年が経過しているから、その数字は正しいと思うのですけれども、実際にはその収束イコール燃料デブリはどこに置くのか。どこに置くのか、もう全然それも決まっていないうちに、ああ、では大丈夫ですよ、大丈夫ですよと、復興、まちをつくりますよ。いざ物ができました。やっぱり危ないから帰れませんとなったときどうするのですか。燃料デブリって、上げてしまえば放射能って全部、いろんなところに飛散するわけですね。放射能が飛ぶわけですね。そういうのも考えた時に、町民に対して、それでも帰れと言うのかなというのがちょっとあれなのなのですけれども、帰還時期の考え方、ちゃんともう一度教えてください。

あと、土地家屋にしても、線をちゃんと引いてもらう。もう一回言いますから。線を引いてもらう。どこからどこまでなのだというのもうイメージ図だけなので、それと、その範囲外の人たちに対する救済措置というのは考えていない。町民の平等性を考えた救済措置はどういうふうに考えているのかをお伺いいたします。

3つですね。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、町で計画をしております用地の買収、そして家屋の補償、このことにつきましては、当然先に解体をしてしまったらば、その家屋分の補償というのがなくなってしまいますので、それは国のほ

うには、そのエリアに関してはそういう対応をしないように申し入れておりますし、そういうふうなことは現在されていないはずです。そういったことでの協力をしていただく方に不利益にならない、そういうふうにしております。

また、あと収束作業のデブリ取り出しですけれども、このことにつきましては非常に難しい問題で、世界でも例のないことを今、日本として取り組んでいるわけですけれども、そのことにつきまして、燃料デブリ取り出しの状況にまだ相当期間私がかかると思っています。そういった中で、取り出すまでの間、何年というふうには申し上げることはできませんけれども、まずデブリがどこに存在しているのかというのをきちっと確認をして、その線量であったり、そのデブリであったり、取り出せるためのいわゆる取り組みというのが順番立てでやっていくようになると思います。そういった意味では、まだまだデブリの存在そのものを正確に把握しているかということ、そういう状況には至っていないと思っておりますので、まずそれを最優先をさせることと、その後の取り出しのための行程をしっかりと見据えながら、その年数までにはしっかりと、その取り出したデブリを置く場所、保管場所に対してきちっと国のほうで検討していただくというふうな状況になると思っておりますので、いつの時期とか、そのことに関しては私の知っている範囲ではちょっと想定できませんので、その辺で答弁はさせていただきますと思います。

また、買収しないエリア、駅西地区ということで、買収するエリアは先ほど23ヘクタール前後ということでもあります。それ以外のものに関して不公平感。その不公平感につきましては、土地について地権者の意向に応じた追加買収を行うことは困難ですが、今後空き地、空き家バンクを立ち上げるなど土地、建物のニーズをマッチングさせる取り組みも並行して進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

帰町の年齢ですね。町に一時立ち入りで現在入ることができる年齢は15歳以上というふうになっております。それは議員もご存じのとおり、放射線に対する健康被害を最大限配慮した対応だというふうに思っております。現状町はまだ帰還困難区域に指定されておりますので、若年層が入ることには適さないというふうな判断でそういうふうなことになっていると思っております。

また、町の帰町の判断、いつ戻るかということではありますが、昨年9月に、帰還困難区域を抱える7つの市町村の中で一番先に特定復興再生拠点が内閣総理大臣から認定を受けております。そういったことで、目標として町民の皆さんを戻すということではなくて、避難指示解除につきましては昨年から含めて5年、ことしを入れると4年後というのを目標にやっていくと。ただ、先行避難指示解除ということも含めて、常磐線の全線開通や中野復興産業拠点の立ち上げも含めて、先行的に解除する地区も出てくるようになると考えておりますので、まず町民の帰還に関しての時期については、早くても4年後ということの考えです。

ただ、何回も言っておりますけれども、そういったことで町民を戻すということではなくて、町民一人一人が安心して安全で戻れる環境になったという判断をしていただいて、戻っていただくような考

えでおりますので、その判断は一人一人の皆さんに委ねるべきものだと私は考えております。

○議長（佐々木清一君） 町長、住めるようになるのはいつかという質問もあったのですが、帰還と一緒にいいか……

○町長（伊澤史朗君） その判断は、先ほど言っているように、戻れということではなくて、一応避難指示解除の結果、いつでも帰還できますから、その時にそれぞれの皆さんに判断していただくしかない状況でございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと僕の考え方というよりも、ちょっと町民の考え方とあれているのは、普通に放射能だけではないでしょう。今別々の答えが出てきています。燃料デブリに関しては、置く場所もみんなという話も出てきていますけれども、実際に中間貯蔵の話もそうですけれども、中間貯蔵は決まっていないのですよ、次行くところが。もっと大変なものである燃料デブリは、行くところが決まるのですかという話なのです。何年か後って、本当に近々にでもとれるようなニュース報道とか流れたり何かするではないですか。そうすると、判断って、どうして、どうやって判断するのかなど。全体的に別々に考えるのではなくて、全体的に大きく考えた中での帰還時期だと思うのですよね。とすると、多くの町民の方は、収束もしくは燃料デブリが全部取れたときにどこに持っていってくれるかなのです。それを多分ちゃんと入れないと、町復興ってちゃんとできないと思うのです。万が一、世界初と言っていますけれども、スリーマイルで燃料デブリを取っている事例はあると思うのですけれども、それ以上に大変な作業だと思うのですよね、福島第一に関しては。その時に、万が一出たときに、避難状況になるとなったら、せっかく帰ったのに、また避難しろというのですか。それを置くよとなったら、今度は自分たちで避難しなくてはならないです。国は多分、一回戻したら、そうしないと思うのです。そういうふうなそういうものを考えた時に、そこをちゃんときちっとしてほしい。

あと、復興まちづくりに対しても、今まで双葉町として財政破綻寸前まで行っている町なのです。それが建物の行政とかそういうのも含めた中で、復興まちづくりでもうちょっと、例えば、本当につくりましたよといろんなのをつくりました。燃料デブリはもう一回、やっぱり避難してもらえようになりますよとなったときに、その時はもう最新でも何でもないので。本当に完全に帰れるといったときに、こういう事業をちゃんときちっとしていくのはいいと思います。

一部という、JRとかそういうものに関しては、ほかにも迷惑がかかるので、一部の解除とか、そういうのは必要だと思いますけれども、全体的なものを見るときには、収束作業というのは一番大事なものではないのかなと思います。それをちゃんと話し合わないで町民と行政との溝が深まるばかりで、俺たちは何を言われても帰らないよ、では、もう。では、もうほかのところに行くよ、そんなおかしかったらというふうになったら、双葉町としてはどうしようもなくなるので、そこら辺ちゃんと考えて、町政を考えていただきたいなど。

収束作業のことは全然今、臭いものにはふたかぶせろといいますけれども、そういう状況で、こっちばかり見るのではなくて、両方とも見て話をしていかないと、そこら辺ちょっとうまく考え方、収束もちゃんと入れて話してくれるというようなことをしてもらえると僕はちょっといいと思うのですけれども、そこら辺答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、燃料デブリの問題がいわゆる発電所の収束ということで一番大切なことだというのは私も認識しておりますし、当然住民の健康被害であったり、安心、安全が損なわれるようなことがあってはならないというのは重々理解しているつもりです。そういった中でデブリを取り出す時期の問題というのは必ず出てきますし、安全で安心で、また放射線の飛散、拡散のないような取り組みというのは当然安定的に行われなくてはならないと思っております。

そういった意味では、先ほど申し上げましたように、私自身の感覚としては、デブリを取り出すには、ある程度、相当期間かかるのではないかというふうに認識しております。そういった部分では、まず大気中に飛散、拡散をするということはある程度抑えられているということと、今現在原子力発電所の敷地内のエリアで、震災当時、原子力発電所の事故から今現在95%のエリアが普通に活動できるいわゆる管理区域ではないエリアになっているというのはご存じだと思います。そういった中で、5%のエリアをどういうふうに放射線量を低減化させていくか、またデブリを取り出すかという作業は、この部分に関してはやっぱり慎重にやっていくべきですし、長い期間かかると伺っております。今現在取り出す方法がまだ発明されているわけでも、そういうふうなスケジュールが示されているわけでもないということで、その部分が非常に悩ましい問題でありますけれども、間違いなく取り出す時期には、安全で安心で、放射線の飛散、拡散のないような取り組みを国には求め続けていかななくてはならないと思っております。

一方、今の現状を少し話させていただきますと、原子力規制委員会の方、はっきり言いますと田中前委員長に双葉町の職員向け研修ということでおこしいただきまして、今の安定的に放射線を押さえ込んでいるということと、さらなる再臨界に関しては非常に可能性は低いというふうな話を伺っていることもつけ加えさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の補償、賠償について。現時点で、将来も含め、個人、企業に対する補償、賠償の継続については示されておられません。中間指針には補償、賠償について終期の明記もなく、個人、企業に対して誠意ある対応をするようにとの表現と思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、補償、賠償について。個人、企業に対する補償、賠償の継続に対する今

後の対応についておたがしですが、議員ご指摘のとおり、原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補には、「指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる」こと、東京電力には、「被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は累計毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」ことといった記述があることから、町としては個人、企業を問わず、中間指針があらゆる賠償項目の終期を一元的に示しているものではなく、東京電力は真摯に対応するべきであるとの解釈のもと、これまでも国、東京電力に対して、被害者の事情が複雑化、個別化する中で、その事情を懇切丁寧に伺い、被害の実態に即した確実かつ適切な賠償並びに生活再建支援策を実施するよう求め続けております。

引き続き関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、生活再建支援の継続した充実について粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 時間がないのであれですけども、普通に考えて、これはもうずっと前からやっているのですけれども、町としての対応を考えていただきたい。町民を守るのか、東京電力を守るのかということなのです。抜粋して町長も何件かあるのですけれども、1つ、「本格的な除染やインフラ復旧等が行われず避難指示の解除の見通しが立たない状況で事故後6年後を大きく超える長期避難が見込まれる帰還困難区域等の住民からは、将来の生活に見通しをつけるため、避難指示解除の見通しがつかず避難が長期化する場合の精神的損害等に係る賠償の考え方を示すことが求められている」という文言があるのです。ということは、昨年5月で終わっているわけですよ。先ほども言って、いろんなものが出てくるわけではないですか、その賠償が終わることによって。企業にしても、本当に倒産寸前になっているところもあるし、戻って、できないというところと、廃業に追い込まれるところもある。本当に個人、あれで言うと、さっき言った生活保護受給者が出てきている。それは当町でちゃんと面倒見切れない状況になっている。

これを招いたのは国であり、東京電力です。であれば、これをちゃんとしてもらわないうちに、例えば、毎回言いますけれども、固体廃棄物9号棟。僕ら議会としては視察に行っていないですよ。それに関しては、あのものをつくるときの、僕たち議会との約束があるわけですね。当時町長は議員だったですよ。一緒に行ったと思うのですけれども、行っていなかったですか。済みません。それはあれですけども、その中で、双葉町民に対しては補償、賠償、ちゃんとした誠意を持って対応するというので、ではそれはしようがないでしょうという話だったのです。だけれども、できて、完成を見てください。あと見られなくなる。見られなくなるって、何を言っているのだよという話になるではないですか。自分たちでそういうふうにして、ちゃんとしたことをやっていない。

収束にも僕たちは協力したいですよ、実際は。だけれども、片や町として守るべきは町民の財産と生命ですから、その大義がある中では、ここは東京電力におりてもらわないと、ちゃんとしてもらわないと、これは進められないと思うのです。逆に、本当に新しくまたつくるといふのでは完全に反対ですし、今の使っている双葉郡のものに対してもかなり協力していますから。高レベル廃棄物を入れる建屋。もう入れているのですから、それも約束を守らずに。東電さんと話すときは本当に書面でちょっとやってもらわないと、おかしいのかな。前の廣瀬社長の場合は、いや、それは考えています、何しています。今の社長の場合、「何ですか」と話すでしょう。わざわざ東京に陳情に行っているのに、逆ではないですか、本当に来るのは。それで、答えも出さないというのは、これは本当にけしからんです。であれば、そういう態度に当町も東京電力株式会社になんとした意向を示さなくてはならない時期がもう来ていると思います。だから、それをやることによって、東電さんがちゃんと東京電力としてやってくれることによって、当町の町民がちゃんとした避難生活を送れるように、またほかの自治体にも迷惑をかけないように、東電が動けばいいと思います。それで、この中間指針というものを国がつくって、これは法律でないのを僕たちは守っているわけですから、それを守らないのはちょっとおかしいなと思うのですけれども、そこら辺、今後の対応についてどういう対応をしていただけるのか。要望とかというよりも要請だと思ふのですけれども、議会も一緒にやりたいと僕は思います。これは再々質問しないので、今後のあれだけ、意向だけお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京電力の対応、9号棟以降の固体廃棄物貯蔵庫の判断に対して町の住民の賠償であったり、そういったものに関して個別事情に寄り添って丁寧に対応して、特殊事情を鑑みてやるというふうな、そういうふうなことだったと私も記憶しております。そういったことが、残念ながら、今現在間違いなくできているかという、そうではないというも思っております。そういったことに関して町でもしっかりと、先般そういうふうな話や約束をしたことを守るようにというふうに強く申し入れておりますし、今後もそういうふうな対応をしていきたいと思ふます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） それは本当にお頼みしたいと思ふます。我々議会も、僕は個人的にもそういうのは応援したいなと思ふので、そこはお願いしたいと思ふます。

4番の中間貯蔵施設について。町有地については、地上権設定を原則として契約する方針が示されています。町有地は町民のものであり、国は町民の納得できる町有地取得の条件を示すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、中間貯蔵施設について。町有地については、地上権設定を原則として契約する方針が示されているが、町有地は町民のものであり、国は町民の納得できる町有地取得の条件

を示すべきとおただしですが、中間貯蔵施設に係る町有地の取り扱いにつきましては、議員の皆様からの質問を受け、昨年の町政懇談会において町の方針に対し町民から一定の理解をいただきましたことから、昨年12月の全員協議会においてその旨を報告するとともに、町有地の取り扱い方針について説明し、皆様の理解をいただきました。

さらに、議員の質問にありましたように、今年3月の定例会において、地上権設定を原則として契約する方針であること、法定外公共物のうち用途廃止しても影響がない土地については売却すること、用途廃止が困難な場合は一部つけかえによる整備も検討することなどの基本方針を改めてお示しし、また前回の全員協議会においては、土壌貯蔵施設等に係る具体的な町有地の取り扱いについてご説明したところです。

今後中間貯蔵施設建設に係る町有地の提供に際しましても、町民の安全安心の確保を最優先に、除去土壌等の安全な輸送及び施設の安全管理対策の徹底をさらに環境省に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 済みません、僕は全然納得していませんでした。というのは、この地上権設定、もともと環境省が来たときに、一番最初にうそをつきましたよね。虚偽の説明をしました。こういう場合はもともと地上権設定での事例しかありません。賃貸借契約に関しては、日本の法律によって20年以上は結べないので、地上権設定の事例しかありませんという話をされました。その時に私自身がすぐ質問させてもらって、あれ、普天間基地はどうなのですかという話をしたのを、町長、覚えてますよね。そこのスタートからそういうことをやっているのですよ、環境省は。それで、ああ、普天間はありました。では、逆に地上権の何か前例あるのですかと言ったら、なかったのです。なくて、初めてのことなのに、虚偽の説明をする。環境省ね。そういうのが地権者の方々が信頼できないと言っているのです。

この一番怖いことは、逆に町が訴えられるのではないかと。反対している方々がいますよね。さっきここにも書いてあるように、町有地はあくまでも町民の土地なのです。今まで自分たちが悪くて、そういうことをしているのです。弁護士を入れたり、何したり。町に報告をしているようなことをやっていないですからね、環境省。だったら、襟を正して、ある程度、では双葉町は協力するよ。国全体としてちゃんとした法律のもとにきちっとやっていただきたい。それは、法律のもとにというのは、賠償に関しても何でもそうです。本当は中間指針ではないです。民法709条の賠償にかわる法律というのがあるにかかわらず、中間指針をつくりました。中間指針をつくったとかと、そういう系列があるのですから、それをちゃんと、うそをつくような省庁では誰も信用できませんよね。そこに何で双葉町が協力しなくてはならないのかな。ありもしない事例の地上権みたいなことを言われて、賃貸借契約に関しては20年以上ない。そこで、だったらそういうふうにも選択も広げられたわけですよ。自分たちで、今まではもう、売ってくれる人はあれですけども、ここから先はなかなか進まないと思います。ほとんどがまとまっているので。それで、ある一部の反対している方々は、要は双葉町民

に賠償とか補償とかちゃんとしてくれるような確約をくれればという話も僕は聞いています。

あと、もう一つの方々は、ちゃんと算定してくれと。自分たちで家屋調査士とかいろんなのをやってもらったら全然違うでしょうということを絶対受け入れないそうです。その方々を裏切るようになってしまうのかな。みんな話できる人がいて、できない人もいます。できる人たちなんかは、ある程度正当なことを言っているのですけれども、正当でないことを言っているほうが僕は環境省なのかなと思うのです。自分たちで決めてきたようなことで何か話しますけれども、環境省だって汗をかいてほしいのです。要は双葉町民のためにこういうふうにするよと。それは多くの町民が納得していないと思いますけれども、今現時点、町長は町政懇談で300人ですよ。300人の過半数って150人。150人という、パーセンテージにしたら10%いかないのではないですか。そこで、危ないかけなのかなと僕は思います。国の襟を正すには、事業は、中間貯蔵は僕は本当に反対ではないです。やるのだったらどこかは受けなくてはならないと思っているので、それをやらなくてはならないのですけれども、それを何で、自分たちがそういうことを、信用がなくなるようなことをしているところを双葉町としてサポートしなくてはならないのかな。

それで、中身を言わせてもらおうと、逆に言えば、そういう危ない橋を渡るようになってしまうのかな。これは法廷に行けば、差し止め請求とか、そういうのされたときに余計こじれてしまうので、逆にその間に入って、こういうことをやってくれ。町としても出しやすくしてくれという交渉のほうに僕はいいと思うのです。近々にやらなくてはならないことも、もうわかっているのです。それを今までそういうふうにしてきたところに何で協力しなくてはならないのか。

そのほかにも学校のすぐ土壌を移さなくてはならない。もう子供たちだって、あれだけ言っていて、何年かかったのですか、あれは。あの要件来たときには、普通夏休み中に全部持っていくのかな。ちょっと話が違ふのかなと思うのですけれども、そこら辺、町長、これを出すのはいいのですよ、ちゃんと決まれば。いいのです。だけれども、今時期ではなくて、それであれば、その地権者の方々との間に入って、ちゃんとした交渉をして、できれば町、町民にもいいような条件を出していただいて、この土地を提供するほうが僕はいいと思います。後で町が二分するようなことになってほしくないと思うので。そこら辺ご答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、町として地上権の判断というのは、先ほど最初の答弁で申し上げたとおりです。そのことにつきまして町政懇談会300人ということで、双葉町の人口からすればさほど多い数ではない。ただ、それ以外にも、行政区の総会であったり、自治会の総会であったり、また個人的にいろいろな町民の皆さんに自分の考え、町の考えをお話をさせていただいて、おおむねご理解をいただいているというふうな判断をしております。全町民の皆さんに意見をそれぞれ聞くことが可能であれば、本来すべきでありますけれども、今の現状ではそれもかなわないということをご理解いただきたいと思います。

地上権に判断するに至ったのは、私、町の中での考えとしては、30年中間貯蔵施設ということで、運用から30年後に間違いなく町に戻してもらいたい。いわゆる原状回復をして、もとの状況に戻すというふうな約束を履行させるために、法律でもうたっておりますが、法律は改正することは可能であります。そういったもので、その時、その時の政治家の人たちが違った判断をされてしまうと、これ変わってしまう可能性もあると。とするならば、地上権という、いわゆる借地をすることによって我々の権利が残されるということで、そういうふうな判断に至ったのが大筋だと思っております。そういったことで、まず地上権の対応というのはそういうふうな考えだということをお話をさせていただきました。

また、それぞれの地権者の人が納得をしていない。これは何度も国のほうに申し入れておりますが、それぞれの人たちにしっかりと話を聞いて対応するようにと。そういうふうなことをしなければ地権者の皆さんの理解を得ることは難しいですよということは、常々環境省のほうには申し上げております。そういったことがもしなされていないのであるならば、さらに町としてはそういうふうな地権者の方たちがいるということをしっかりと伝えさせていただき、その取り組みを改めるように話させていただきたいと思っております。

一方では、その対応に理解を示されて、土地を協力されている地権者もおられる。現在町有地を除いた用地では6割以上の用地が取得されているというのも事実でございます。

そういったことから、まだ判断をされていない町民の皆さんにはご理解いただけるような取り組みということを国に強く申し入れていきたいと思っております。これまで国等に対して、関係機関と連携して、高速道路無料措置であったり、医療費の減免であったり、そういう取り組みは継続してやっておりますし、いろいろな生活再建のための、支援のための今後双葉の特殊事情を考えたものに関して要求していくつもりです。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長が言ったように、国は法律を変えられる。そういうのであれば、そういう面、うちの条件、さっき言った高速道路無料化、医療費免除、多々ありますよね。例えば生活再建、さっき言った10万円の避難費用及び精神的賠償の継続等々を書面にて出して、これをやってくれる条件としてほしいというぐらいのものは出していただきたい。というのが、最低でもそのくらいはしてもらわないと、町を二分するようなことになるのは一番問題だと思います。答弁欲しいのですけれども、もうちょっと時間がないので、そこは最低でも出していただきたい。その条件をのんでくれるのであればというようなものはちゃんと確約してもらわないと。その当時の大臣でも何でもちゃんとやってくれます、やりますということは、書面は強いと思うので、そこら辺もあわせてお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位7番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

(4番 高萩文孝君登壇)

○4番(高萩文孝君) 議席番号4番、通告順位7番、高萩文孝、今議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1、特定復興再生拠点の整備状況について。特定復興再生拠点区域内の除染、解体が始まっているようですが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点の整備状況について。特定復興再生拠点区域内の除染、解体の進捗状況と今後のスケジュールについてのおたただしですが、現在いわゆる復興シンボル軸沿いの区域と、双葉駅東側を中心とするまちなか再生ゾーン約90ヘクタールの区域の除染、解体が環境省から発注されております。

復興シンボル軸沿いの区域については、既に除染作業が始まっております。まちなか再生ゾーン内の家屋の除染、解体については、現在その同意取得作業が進められており、同意がとれた宅地の一部が解体作業が始まっております。

今後の予定については、同意がとれた箇所から順次着手することとなるため、詳細なスケジュールをお示しすることは困難ですが、特定復興再生拠点区域復興再生計画を円滑かつ確実に実施するために設置された国、県、町の関係者で構成される特定復興再生拠点整備推進会議等で引き続き迅速かつ丁寧な対応を行うよう求めてまいります。

なお、被害状況調査の結果を踏まえ、解体作業を進めるとお知らせしていた体育館、公民館については、当該建物にアスベストが含まれていたため、解体に先立ち、現在はアスベストの処理を進めております。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) 今の答弁で、同意がとれた箇所から除染とか解体を進めるという話でした。駅の東側はいわゆるまちなか再生ゾーンの土地、建物は町では買収する予定はないということよろしいですか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の再質問にお答えいたします。

避難指示解除に向けて町が行う復興事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けておりますが、まちなか再生ゾーンでの面整備は同計画に記載しておらず、町による買収の予定はありません。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 東側は買収しないと。その辺の町の考え方がわからない不安を持っている町民もいると思うので、町民への周知も含め、しっかりと計画的に進めていただきたいと思います。

解体除染以外に特定復興再生拠点区域内で町が行っている復興事業について現在の進捗状況というのはどうなっているのか、再々質問でお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域内の復興事業としましては、現在駅西地区生活拠点等整備事業とJR双葉駅の橋上化等に係る事業が予定されておりますが、まず駅西地区生活拠点等整備事業については、今年3月の都市計画決定後、宅地の基本設計を引き続き進めるとともに、県の事業認可取得に向けた調整を行っております。今後事業許可がとれ次第、用地取得に向けた取り組みを進めるとともに、住宅や官民複合施設等駅西地区における建築物に関する基本構想の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、JR双葉駅の橋上化等に関する事業については、先日議会から施行協定の締結を認めていただき、現在は夏ごろの工事着手に向け、設計の詰めを進めているところであります。

一日も早い町の復興に向け、全力で取り組んでまいりますので、議会の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、2の復興まちづくり会社と双葉町役場機能の回復について。3月定例会の一般質問で、検討を急ぐ必要があるのではないかと伝えた復興まちづくり会社と双葉町内での役場機能の回復について、その後の検討状況をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、復興まちづくり会社と双葉町役場機能改革について。復興まちづくり会社と双葉町内での役場機能の回復の検討状況についておたただしですが、まず復興まちづくり会社につきましては、議員からのご指摘も踏まえ、昨年度町で検討した事業内容等を具現化した組織の早期設立に向け、福島相双復興推進機構、いわゆる官民合同チームによる自治体支援制度を活用し、周辺事例の調査、関係者のコーディネート、全体のスケジュール管理、設立事務所の補佐等の支援を申請することを決め、現在関係の進捗を進めております。引き続き、今年度なるべく早期の設立を目指し、取り組みを進めてまいります。

次に、双葉町内での役場機能の回復についてですが、電気、水道等が使用可能となっている双葉町コミュニティセンターを第一候補として、活用が可能かどうかの検討を進めているところであります。現在担当課で、役場機能を復旧するための課題の整理に取り組んでおります。町内での役場機能の回復の第一歩として、どのような窓口（機能）を設置するか、そのための必要人員や設備改修等の計画案の作成を進めているところであり、計画案がまとまり次第、役場内において検討組織を立ち上

げていくこととしています。また、役場機能回復に向けて専門的に取り組む部署、役場機能復旧準備室、これは仮称であります、これを新たに設置することも考え、検討を進めているところです。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） コミュニティーセンターは私もいいとは思いますが。ただ、既存の役場、前回の3月の答弁でも、30年度に詳細な調査を実施する予定ということで、想像以上に損傷が激しい、厳しい状況でという答弁をいただいていますので、まずはコミセンでやるのがいいと私も個人的に思っていますけれども、やっぱり現実的な考えでいいと思うのですが、役場機能回復に向けては、やっぱり早目早目、先ほど4年後とかいう話もありますけれども、やっぱり早目早目に対応をお願いしたいので、現在役場の被害状況、先ほど体育館と、最初の質問のところにもアスベストとかそういう話もあるので、役場はアスベストを使われているかどうかちょっとわかりませんが、そういう意味でも被害調査は早くやってほしいと思っているのですけれども、その辺再質問をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

平成30年度一般会計当初予算に役場庁舎の躯体調査に係る経費を計上させていただいております。調査の時期につきましては、現在双葉町役場の設計事業者等にアドバイスをいただきながら、調査箇所や項目等について詰めているところです。まとめ次第発注したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 早目をお願いしたいと思います。

では、続きまして、3番の中野地区復興産業拠点について。中野地区復興産業拠点への企業立地受付を開始したと聞きましたが、どのような企業が何社程度立地する見込みなののでしょうか。また、具体的にいつどのように立地が進むのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、中野地区復興産業拠点について。まず、中野地区復興産業拠点にどのような企業が何社程度立地する見込みなのかのおたただしですが、中野地区復興産業拠点については、今年3月から、個別面談を希望する企業との面談を行っており、現在までに約30社との面談を終えております。現在はこれらの企業のうち、複数の地元企業を含め、町が提示した募集要項に照らし、事業計画、立地希望時期が条件に合うと見られる約20社と詳細協議を進めております。これら約20社の企業については、いずれも調整中の段階ですので、詳細は申し上げることはできませんが、日本標準産業分類で言うところの製造業、建設業、不動産業、サービス業者等となっております。

また、具体的に、いつ、どのように立地が進むのかのおたただしですが、この冬ごろに最速での立地を希望している企業を中心に、幾つかの企業とはかなり詳細まで協議が進んでおりますので、今後町で申請内容の審査を進めた上で、早ければ今月末にも立地協定を締結し、賃貸契約その他の諸手続を行い、事業用地をお渡ししていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 30社面談されて、20社程度という。私的には結構町として頑張ってやっていたかという認識であります。そこもいろいろ考え方はあると思うのですが、やっぱり復興産業拠点のほうにそういう会社が来ないと町の復興も進んでいかないと思いますので、この場で言えないでしょうけれども、本当は社名とかいろいろお聞きしたい面もあるのですが、そこはちょっと言えないと思いますので、立地協定に向けて、今、今月末とかいろいろお話しされていましたけれども、本当にうちの町としてもその条件、いろいろいい条件で、なるべくこの30社……20社はまたある程度というので30社、そのほかにもどんどん進めていただいて、一社でも多くその復興拠点のところに来ていただくように継続して取り組んでいただきたいと思いますので、その辺再質問で答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

当然20社が確定したということではありませんが、可能性のあるというふうなことでご理解いただきたいと思うとともに、用地に関してまだまだ町としてしっかり取り組んで、企業の誘致を進めていきたいと、そういうふうな考えでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 同じような話であれですけれども、恐縮ですが、本当にしっかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、4の中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設への除染廃棄物等の輸送量は、平成30年度は180万立米が予定されています。町は安全確保のための取り組み強化を環境省に求めていくとのことでしたが、具体的にどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、中間貯蔵施設について。平成30年度の中間貯蔵施設への除染廃棄物等の輸送量は180万立米が予定されているが、町は安全確保のための取り組み強化を環境省に求めていくこととしているが、具体的にどのような取り組みをしているかとおただしですが、平成30年度輸送量については、環境省が2町で180万立米を予定していることについては、平成29年11月21日及び平成30年4月23日に開催された全員協議会において環境省から説明を受けました。その際、環境省からは、輸送ルートと道路交通対策についても説明を受けましたが、その中の大きな取り組みの一つに、双葉厚生病院前ゲートへの車両集約化があります。そのため、町は昨年度から車両集約化に向けた協議を環境省と継続してまいりました結果、今年5月にETCゲートの設置が完了し、ゲートを通過する車両の確認が迅速に行われるようになったところです。また、町では、輸送道路としての町道や農道の整備はもとより、一般車両への負荷平準化のための輸送時間の拡大、輸送時期の分散化、新たなゲート設置、さらには常磐自動車道の4車線化などを環境省等に求めているところです。

いずれにしても、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書に基づく取り扱いが基本であると考えており、協定書が遵守されるとともに、協定書の趣旨を踏まえた効果的な対応がなされるよう引き続き取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 先ほど同僚議員、菅野議員のところでも同じような話がちょっと出ていましたけれども、搬入量が年々ふえていって、中間貯蔵の町有地の取り扱い、地上権設定されると。原則でそういう方針を示されていますけれども、私としてもその方針が示されて、その後るる全協とかで一部聞いている内容もありますが、具体的に進んでいるのかなという、ちょっと疑問があるので、現段階で地上権の話、具体的にちょっと検討状況を説明願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

町有地の取り扱いにつきましては、原則として地上権を設定することとし、用途廃止をしても支障のない法定外公共物のみ売却するといった基本方針をお示ししております。

現在の状況としましては、環境省による物件調査が終わった一部の箇所について環境省から金額の提示がなれされており、その内容について町で確認しているところです。内容の確認が済み次第、議会の皆様にも説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 仮置き場や保管場解消のためにも、中間貯蔵施設は整備は必要と思っています。ただ、やっぱり安全が最優先で、先ほどいろいろ同僚議員の質問でも高速道路の延長とか家賃賠償、結構町長はいろいろ、言葉は悪いですけども、交渉していただいて、そういう方向で今進んでいるという状況ですので、引き続き、町民が不利益を受けないように、町として国に交渉して進めるべきだと私は思いますので、その辺再々質問で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

今回の中間貯蔵施設に関しては、非常にいろいろな議員からご指摘ありました。そういったことを踏まえて、今後いろいろな条件等の交渉をしっかりと国に対してやっていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 議案の審議の前に、議案第44号について一部訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） ただいま伊澤町長から訂正の申し入れがありましたので、休議して議運を

開催していただきたいと思います。

休憩 午前10時21分

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎日程の追加

○議長（佐々木清一君） 6月13日、町長から提出された議案第44号について訂正したいとの申し出があります。

議案第44号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第44号訂正の件

○議長（佐々木清一君） 追加日程第1、議案第44号訂正の件を議題とします。

お諮りします。議案第44号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号訂正の件を許可することに決定しました。

これから議案等の審議を行います。日程第2、議案第43号から日程第16、諮問第1号までは全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第43の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第43号 双葉町企業誘致条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この件に関しては、国、県等々の補助金が非常に充実していると思います。一番、本当にいい補助金で言えば、4分の3も補助等々も、つくるときに出るものもあって、本当にこれは魅力あふれると思います。企業としてもいいと思います。それに含めて、また双葉町として追

加でこのまま4億円ですか、全体で言うと4億円の支出になると思うのですが、それを使うのではなく、この4億円を、できれば、今私の一般質問でもしましたけれども、町民のほうに、町民の避難生活のほうに向けていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。4分の3も、普通にそれだけでも魅力あふれる立地の条件になると思うのですけれども、執行部としてはどういうふうにお考えなのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

4分の3事業ということで、その部分に関しては十分手厚くされているとともに、今回の条例制定につきましては、さらに双葉町としての特色ある取り組みということで、今回このような条例の制定を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、この議案に関しては反対をさせていただきます。

なぜならば、先ほども質疑の時に言ったように、4分の3事業が当てはまります。それ以上のものがあるとすれば、ほかの地域、ほかの他県ではないような補助金です。これは、来てもらって、将来的に双葉町に税金を納めていただける会社であるとともに、それ以上過剰にやってしまうことはちょっとまずいのかな。それで、4億円というお金が高いか安いかという話になりますけれども、4億円あれば、完全に双葉町民に向けられるお金であればいろんな事業ができると思うので、この議案に関しては私は反対いたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 私はこの双葉町企業誘致条例制定に賛成をいたします。なぜならば、中野地区復興産業拠点は今後町民が帰還する上で雇用の創出あるいは地域発展のために重要なさきがけとなる地区でございます。国県の企業立地補助金はあるものの、町としても手厚いそういう奨励金制度というのがあるべきかというふうに思いますので、この条例制定には賛成をいたしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

羽山君子君。

○3番（羽山君子君） この説明も、きのう、おととい、この条例の制定があり、まず工場もどものくらい来るのかあり、きょう聞いたばかりなので、私はもう少し時間をかけて、きちっとした説明をしていただいた上で賛成するなり反対するなりをしたいと思うので、今回は反対させていただきます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） この双葉町の企業誘致条例には、やはり国県はどこでもやっていますから、町の特色のある助成というか、そのことを出して、企業を誘致するためにも、確たるものにこういう助成がありますよということで進めていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第44号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第45号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とするについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第45号は同意することに決定しました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第46号は同意することに決定しました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第47号は同意することに決定しました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第48号は同意することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は同意することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第50号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は同意することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第51号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第51号は同意することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第52号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第52号は同意することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第53号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第53号は同意することに決定しました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第54号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第55号 双葉町墓地条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第56号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号について適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成30年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時22分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 石 田 翼

署名議員 羽 山 君 子